令和3年度報酬改定版

指定介護老人福祉施設 自己点検シート (併設短期入所生活介護・併設介護予防短期入所生活介護を含む)

記入年月日			ŕ		年	月	日		
;	去人名								
代表者(理事長)名									
介護保険事業所番号									
	名称	指足	定介護老	人福祉施設	ţ			併設(介護予防)短期入	所生活介護事業所
事業所	所在地								
	施設の区分				□従ヲ	来型		口ユニット型	
指定介護	老人福祉施設	定	員		<u>1</u>	入所者数	数	(前年度の平均値)	名
併設短期入所生活介護									
	(予防含む)	定	員	<u></u> 4	<u>5</u>	利用者数	数	(<u>前年度の平均値</u>)	名
記入(扫	担当)者職名								

● 自己点検シート記載にあたっての留意事項

〇チェック項目

- 該当するものにチェック(□)をしてください。
- ・内容欄の項目について該当のない場合については、該当無をチェックしてください。
- ・記入すべき箇所については、できる限り具体的に記入してください。

※従来型及びユニット型の共通項目で、「入所者」とは「入所者」及び「入居者」のことをいいます。

指定介護老人福祉施設

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
第 1 基本方針 (従来型)	(1) 施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭において入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとなっていますか。					
	(2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービス を提供するよう努めていますか。					
	(3) 明るく、家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。					
	(4) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行 うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じてい ますか。					
	(5) 指定介護福祉サービスを提供するにあたっては、法第百十八条の二 第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
(ユニット型)	(6) 入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していますか。					
	(7) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区) 、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密 接な連携に努めていますか。					
	(8) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う とともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていま すか。					
	(9) 指定介護福祉サービスを提供するにあたっては、法第百十八条の二 第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めていますか。					
第2 人員に関す る基準						
1 医 師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置して いますか。					
2 生活相談員	(1) 入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上配置していますか。					
	(2) 常勤の者となっていますか。					
	(3) 社会福祉法第 19 条にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと 同等以上の能力を有すると認められる者となっていますか。					
3 介護職員又は 看護職員	(1) 介護職員及び看護職員の総数は常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。					
	(2) 看護職員の員数は常勤換算方法で次のとおりとなっていますか。 ①入所者数が 30以下 1以上 30超 50以下 2以上 50超 130以下 3以上 130超 50又はその端数を増すごとに1を 加えた数以上					
	②1人以上は常勤の者となっていますか。					
	(3) 施設の診療所(医務室)が保険医療機関の指定を受け、 <u>入所者ではなく、地域住民の外来診療を行っている場合</u> 、当該診療の補助に従事する看護職員の勤務時間数は、施設の勤務時間数から除いていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
4 栄養士または管理栄養士	1以上配置していますか。 ※ただし、入居定員が 40 人を超えない特別養護老人ホームでは、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができます。 上記ただし書は、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養指導が行われている場合をいいます。					
5機能訓練指導員	(1) 1以上配置していますか。					
	(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有する者ですか。 (日常生活、レクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導は、当該施設の生活相談員又は介護職員の兼務可) ※・入所者処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事可。					
	(3) <u>個別機能訓練加算(機能訓練指導体制加算含む)を算定していない場合</u> は、常勤の機能訓練指導員として、障害者(視覚障害者のあんまマッサージ指圧師等)を雇用する意向・計画はありますか。(既に体制をとっている場合は該当なしにチェックすること。)	口 (有)		口 (無)		
6 介護支援専門員	(1) 入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上配置していますか。					
	(2) 常勤専従の者が配置されていますか。 ※・入所者処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事可 ・当該施設の他の職務を兼務する場合、介護支援専門員の配置基準を満た すと同時に、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を他の職務に係る勤 務時間として算入できる。 ・居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は不可 (増員に係る介護支援専門員についてはこの限りでない。)					
7 入所者の算定	従業者の員数算定のための入所者数について ・前年度の平均値としていますか。 (延べ入所者数(外泊・入院を含まない。ただし、戻った日は含む)÷ 年暦日数)					
	・新規指定施設は適正な推定数により算定していますか。(6 ヶ月未満は ベッド数の90% 6ヶ月超1年未満は直近6月平均)					

	項 目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
第 3 す	設備に関 る基準						
1 居	章 (従来型)	(1) 居室定員は4人以下となっていますか。 (経過措置 ― 平成12年4月1日に現存する特別養護老人ホーム は「 <u>原則として</u> 4人以下」)					
		(2) 1人あたりの床面積は10.65 平方メートル以上となっていますか。 (経過措置 ― 平成12年4月1日に現存する特別養護老人ホーム は「収納設備等を除き、4.95平方メートル以上」)					
		(3) ブザー又はこれに代わる設備が全居室に設置されていますか。 ■未設置のベッドがある場合はその数と理由 ・未設置数 (床)					
		•理由()					
(ユニット型)	(4) ① 一の居室定員は1人となっていますか。					
		② 一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上を標準となっていますか。					
		(5) 2人部屋がある場合は、21.3 平方メートル以上を標準となっていますか。					
		(6) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの 共同生活室に近接して一体的に設けられていますか。					
		(7) ーのユニットの入居定員は、おおむね 10 人以下とし、15 人を超 えないものとなっていますか。					
		(8) ブザー又はこれに代わる設備を設けていますか。					
2 静	養室	(1) 介護職員室又は看護職員室に近接して設けていますか。					
	(従来型のみ)	(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けていますか。					
		(3) 入所者の居室として利用されていませんか。					
3 %	室	(1) 特別浴槽を設けていますか。					
		(2) 要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。					
4	上面所	(1) 居室のある階ごとに設置されていますか。					
	(従来型)	(2) 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。					
	(ユニット型)	(3) 居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けていますか。					
		(4) 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。					
5 便	更所	(1) 居室のある階ごとに居室に隣接して設けられていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
(従来型) (2) ブザー又はこれに代わる設備が設けられるとともに、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。					
(ユニット型) (3) 居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けられていますか。					
	(4) ブザー又はこれに代わる設備が設けられるとともに、要介護者が 使用するのに適したものとなっていますか。					
6 医務室	(1) 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所となっていますか。 医療法第 1 条の 5 第 2 項 ー この法律において、「診療所」とは、 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を 行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者 19 人以 下の収容施設を有するものをいう。)					
	(2) 必要な医薬品及び医療器具を備えていますか。また、必要に応じて臨 床検査設備を設けていますか。					
7 食堂及び 機能訓練室	(1) 合計した面積が3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上と なっていますか。					
(従来型	※食堂、機能訓練室は食事の提供又は機能訓練に支障のない広さを確保しているときは、同一の場所とすることができる。(経過措置 平成12年4月1日に現存する特別養護老人ホームは、「合計した面積が3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上」は当分の間適用しない。)					
	(2) 機能訓練に必要な備品を備えていますか。 ■備品名(主なもの)					
8 共同生活室 (ユニット型	(1) 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、 施設内の他の場所に移動することができるようになっていますか。					
	(2) 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車いすが支障なく通行できる形状が確保されていますか。					
	(3) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としていますか。 (経過措置 平成15年4月1日現在の既存のユニットがある場合は(同日以降に増改築した場合を除く。)当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さとする。)					
9 廊下幅	片廊下 1.8メートル以上、中廊下 2.7メートル以上となっていますか ※ユニット型においては、廊下の一部の幅を拡張することにより、入					
	居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には 、1.5メートル(中廊下1.8 メートル)であっても差し支えない。					
10 消火設備等	消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
11 その他	(1) 各設備は専ら施設の用に供するものとなっていますか。 (入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。)					
	(2) 面積又は数の定めのない設備については、機能を十分に発揮し得る広さ又は数を確保していますか。					
	(3) 変更申請及び変更届出をせずに、用途を変更していませんか。					
第4 運営に関する基準						
1 内容及び手続き の説明及び同意	(1) サービスの提供開始の際に、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書(重要事項説明書)を説明し、同意を得て、交付していますか。 ※令和3年1月25日付の基準省令改正に伴い、利用者等への説明同意について電磁的な対応が認められました。併せて、署名や押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示することとなりました。また、諸記録の保存や交付について、電磁的な対応が認められました。					
	(2) 重要事項説明書及び入所契約書には、日付、説明者及び利用申込者が 漏れなく記載していますか。					
	(3) 重要事項説明書には、次の事項が記載されていますか。 ※次の各事項の() 内の事項で記載のないものの「□」に√をすること。					
	① 運営規程の概要 □開設者情報 □施設情報 □運営方針及び目的 □定員 □留意事項 □非常災害対策 □身体的拘束等原則禁止 □虐待防止措置 ② 従業者の勤務体制					
	② 従業者の勤務体制 □職種 □基準人員数 □実配置人員数 □職務内容					
	③ 利用料及びその他の費用 □施設サービス費 □加算関係 □その他の費用 □居住費及び食費の負担限度額 □居住費の外泊時の取扱い □消費税の課税の有無 □その他の費用の額をやむを得ず変更する際の手続き □徴収方法					
	④ 事故発生時の対応 □連絡先(市町村) □連絡先(入所者の家族) □対応策 □損害賠償					
	⑤ 苦情処理の体制□施設内の処理体制及び連絡先)□連絡先(市町村)□連絡先(国保連)					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	⑥ その他入所者の選択に役立つ事項 ※主な事項を記載□提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した 直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)□協力病院(電話番号、診療科目含む)□協力歯科(電話番号含む)					
	(4) 入所者又はその家族が理解しやすいように、分かりやすいものとなっていますか。					
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒否せず適切に入所受入れを行っていますか。 ※正当とならない事例 → 要介護度、所得の多寡、MRSA、B型肝炎等 ※拒否せざるを得なかった事例とその対応					
3 サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、適切な病院や診療所又は介護老人保健施設若 しくは介護医療院の紹介を速やかに行っていますか。					
4 受給資格等の確 認	(1) 被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定の 有効期間を確認していますか。					
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮したサービス提供に努めていますか。					
5 要介護認定申請 に係る援助	(1) 入所申込者が要介護認定等を受けていない場合に、既に要介護認定申請が行われているか確認していますか。					
	(2) 要介護認定の申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏ま えて速やかに申請が行われるよう援助を行っていますか。					
	(3) 要介護認定の有効期間が終了する30日前までに要介護認定の更新 申請が行われるように必要な援助を行っていますか。					
6 入退所	(1) 入所申込者の心身の状況、病歴等の把握に努めていますか。 ①心身の状況、病歴等の把握に際し、主治医意見書、診療情報提供書	П				
	等を活用し、一律に診断書を求めないようにしていますか。 ②入所申込みの際に必要のない事項(本籍地、出生地、宗教、学歴、 職歴等)の調査及び書類提出を求めないようにしていますか。					
	(2) 堺市入所選考指針に基づいた入所選考を行っていますか。					
	①入所待ちの入所申込者がいる場合は、介護の必要の程度及び家族等 の状況を勘案し、入所の必要が高いと認められる者を優先的に入所 させるよう努めていますか。					
	②要介護1又は2の入所申込者については、特例入所の要件に該当することを確認していますか。また、特例入所対象者については保険者に対し報告を行っていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	③入所選考委員会を、原則として毎月1回開催し、選考者名簿の調製					
	を行っていますか。 ④優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性の確保に留意 して行っていますか。					
	(3) 入所者が居宅等において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行っていますか。 ■検討会議名() ■参加職員職種(参加するすべての職種を記載すること。					
	(4) 居宅において日常生活が営むことができると認められる場合に、円滑な退所のための援助を行っていますか。					
	(5) 安易に施設側の理由により退所を促していませんか。					
	(6) ①退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。					
	②また、介護状況を示す文書を添えて情報提供していますか。					
7 サービス提供の	(1) 当該入所者の被保険者証に次の事項を記載していますか。					
記録	①入所年月日					
	②施設の種類及び名称					
	③退所年月日					
	(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。					
8 利用料等の受領(法定代理受	(1) 当該サービスに該当する場合、介護報酬告示上の額(算定する 加算を含む。)の1割~3割の支払を受けていますか。					
領サービス)	(2) 介護報酬告示上の額の1割~3割負担分について、公費負担対象となる入所者に対しては、当該公費負担の給付対象となる額を控除した額の支払を受けていますか。					
	(3) 介護報酬告示上の額の1割~3割負担分について、高額介護サービス費の所得区分に応じた月額負担上限額を超える場合は、当該上限額の支払を受けていますか。					
	(4) 当該サービスに該当しない場合に必要となる費用と当該サービスに 該当する場合に必要となる費用との間に不合理な差額を設けていませ んか。					
(特別な居室料)	(5) 特別な居室の定員は1人又は2人となっていますか。					
	(6) 当該居室が、居住費のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者から受けるのにふさわしいものとなっていますか。					
	(7) 当該居室の提供を行うことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に 規定され、その額が消費税の税込表記となっていますか。					
	(8) 実際の当該居室の提供に際しては、入所者又はその家族の希望によるものであって、それに係る同意を書面で得ていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
(特別な食事料)	(9) 通常の食費では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理 を行うなどすることにより必要な費用徴収にふさわしいものと なっていますか。					
	(10) 当該食事の提供を行うことに伴い必要となる費用の額が、運営 規程に規定され、その額が消費税の税込表記となっていますか。 ※提供ごとに費用が異なる場合には「実費」との規定でも可です が、別途消費税が必要となることの規定は必要です。					
	(11) 支払を受ける額は、当該食事の提供に必要となる費用から通常 の食費の額を控除した額として、その額に消費税を含めた金額と なっていますか。					
	(12) 当該食事の提供に当たっては、医師との連携の下に管理栄養士または栄養士による入所者ごとの医学的及び栄養学的な管理を行うこととしていますか。					
	(13) 実際の当該食事の提供に際しては、入所者又はその家族の希望によるものであって、それに係る同意を書面で得ていますか。					
(居住費及び食 費)	(14) 負担限度額認定者又は特定負担限度額認定者については、居住 費及び食費ともに当該認定証に記載されている負担限度額の範 囲内で徴収していますか。					
	(15) 入院または外泊している入所者のベッドを当該入所者に同意 を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護と して利用している場合は、当該入所者から居住費を徴収していま せんか。					
	(16) 従来型個室に入所している入所者で、多床室に係る施設サービス費を算定する場合は、多床室に係る居住費を徴収していますか。					
	(17) 入所者から居住費及び食費ともに、負担限度額の範囲内で徴収 する場合に、特定入所者介護サービス費(補足給付)と整合が図 られていますか。					
	(18) 負担限度額認定者又は特定負担限度額認定者であるものの、居 住費及び食費について、いずれかを負担限度額の範囲内で徴収し ていない場合は、特定入所者介護サービス費を算定していません か。					
(その他の日常 生活費)	(19) 当該費用の徴収に当たっては、入所者又はその家族の希望によるものとなっていますか。					
上 /4 只 /	(20) 当該費用は、保険給付の対象となっているサービスと重複したものとなっていませんか。					
	(21) 当該費用は、あいまいな名目によるものではなく、費用の内訳を明らかにしていますか。					
	(22) 当該費用について、入所者又はその家族に事前に十分説明を行い、書面による同意を得ていますか。					
	(23) 当該費用については、運営規程に可能な限り具体的な額を規定 していますか。					
	(24) 預かり金の管理方法は以下のとおり適切に行っていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	①預かり金管理規程を整備していますか。					
	②責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管していますか					
	。 ③適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える 体制で出納事務を行っていますか。					
	④入所者との保管依頼書(契約書)や預り証、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていますか。					
	⑤預かり金の収支状況は、施設長により定期的(毎月)点検されていますか。					
	⑥入所者又は家族等に定期的(少なくとも3ヶ月に1回)に収支報告 (閲覧又は通知等)行っていますか。					
	(25) 預かり金の管理費用は実費相当となっていますか。また、積算根拠 は文書等により明確にされていますか。					
(その他の日常 生活費以外の 費用)	(26) 施設サービス費の一環として提供される日常生活上の便宜とはいえないものについては、その他の日常生活費とは別に徴収していますか。					
	(27) その他の日常生活費以外のものについても、入所者又はその家族の希望によるものであって、書面による同意を得ていますか。					
(領収書)	(28) 入所者又はその家族に対して、費用区分を明確にした領収書を発行 していますか。					
	(29) 領収書には、消費税の課税・非課税の区分が明確にされていますか。					
9 保険給付の請求 のための証明書 の交付	法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを 受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と 認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しています か。					
10 指定介護福祉施 設サービスの取 扱方針 (従 来型)	(1) 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。					
(ユニット型)	(2) 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われていますか。					
	(3) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行われていますか。					
	(4) 入居者のプライバシーの確保に配慮して、サービスが行われていますか。					
	(5) 施設サービスが、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、 その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	(6) 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じ 適切な処遇を行っていますか。					
(共通)	(7) 入所者又は家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っていますか。					
	(8) 施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。					
(身体拘束の 原則禁止)	(9) サービス提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他 入所者の行動を制限する行為を行っていませんか。					
	(10) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。					
	(11) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。					
	(12) 身体的拘束等の適正化のための指針に下記の項目が規定されていますか。					
	① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方					
	② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項					
	③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針					
	④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針					
	⑤ 身体的的拘束等発生時の対応に関する基本方針					
	⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針					
	⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針					
	(13) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施していますか。 ※新規採用時にも必ず実施すること。					
	(14) 身体的拘束等廃止を実現するための正確な事実認識を持つため、施設の管理者は、大阪府等が行う研修等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めていますか。					
	(15) 既に身体的拘束等の原則禁止を実現できていますか、若しくは身体 的拘束等をなくしていくための改善計画が作成されていますか。◎当該改善計画には、次の内容が盛り込まれていますか。					
	・施設内の推進体制					
	介護の提供体制の見直し「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続					
	・ 施設設備等の改善					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	・ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組					
	・ 入所者の家族への十分な説明					
	(16) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、必要事項の記録を行っていますか。(なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に収載されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録(参考例)」に準ずること。)					
	①どのような身体的拘束等を行うか。					
	②いつから <u>いつまで</u> 身体的拘束等を行うか。					
	③その際の入所者等心身の状況はどのようであるか。					
	④緊急やむを得ない理由					
	(17) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合、本人又はその家族に説明 していますか。					
	(18) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合、ケース検討会議等で他に 方法がないかどうか検討していますか。					
11 施設サービス計 画の作成	(1) 施設サービス計画は入所後漏れなく遅滞なく作成されていますか。					
	(2) 介護支援専門員にサービス提供の作成に関する業務を担当させていますか。					
	(3) 施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援 する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利 用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。					
	(4) 施設サービス計画の作成に当たって、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活ができるように支援する上で解決すべき課題を把握(アセスメント)していますか。					
	(5) アセスメントに当たって行う面接の趣旨を入所者及びその家族に対して説明し、理解を得ていますか。 ※家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行うことも可。					
	(6) 施設サービス計画作成に当たって、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、原案を作成していますか。 (他の従業者との協議、サービス目標及び達成時期、サービス内容等)					
	(7) サービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合、テレビ電話装置等の活用について同意を得なければならない)の開催、又は担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めていますか。 ※担当者とは、医師・生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員・栄養士等の入所者の介護及び生活状況に関係する者を指します。					

	項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
			(8) 施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、文書により同意を得ていますか。 ※入所者の家族に対しても説明を行い同意を得る(通信機器等の活用により行われるものを含む。)ことが望ましい。					
			(9) ①施設サービス計画を作成した際には、入所者に対して施設サービス 計画を交付していますか。					
			②また、交付したことがわかるよう記録していますか。					
			(10) 施設サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入 所者及び家族、施設の各職種の担当者との連絡を行うこととし、特段 の事情のない限り、次のように行っていますか。					
			①定期的に入所者に面接していますか。					
			②施設サービス計画の実施状況を把握(モニタリング) し、その結果に ついて定期的に記録していますか。					
			(11) 施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(継続的なアセスメントを含む)を行い、必要に応じ計画の変更を行っていますか。					
			(12) 入所者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等によ り、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的見 地からの意見を求めていますか。					
			(13) 変更においても計画作成と同様の一連の手続きを行っていますか。					
12	介護	(従来型)	(1) 介護は入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者 の心身の状況に応じて、適切な技術をもって、人格に十分配慮して実 施していますか。					
			(2) ①1週間に 2回以上、入浴または清しきを行っていますか。					
			②また、年末年始についても必要回数を確保していますか。					
			 ※入浴の実施状況 一般浴(入所者 1 人当たり) 週 回 対象者数:人 入浴日: 特別浴(入所者 1 人当たり) 週 回 対象者数:人 入浴日: 当日入浴できない者の処遇状況 (
	(ユニ	ニット型)	(3) 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、 自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状 況等に応じ、適切な技術をもって行っていますか。					
			(4) 入居者が日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	(5) ①入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供していますか。また、やむを得ない場合には、入浴の機会に代えて清しきを行っていますか。					
	②個浴の実施など入居者の入浴の意向に応じることができるだけ の入浴機会が設けられていますか。					
(共通)	(6) 入浴前に健康状態を適切に把握していますか。					
	(7) 入浴方法は心身の状況、自立支援を踏まえ、適切に行われていますか。 (一般浴、リフト浴、特別浴等)					
	※オムツ使用等の状況 使用者数 <u>人</u> (うち夜間のみ使用者数 <u>人</u>) 定時交換回数 <u>回</u> 、トイレ誘導者数 <u>人</u> 、誘導回数 <u></u>	回				
	(8) 排泄の自立支援について、必要な援助をしていますか。					
	(9) おむつの交換や清拭、ポータブルトイレの使用等に際してのプライバシーに配慮していますか。					
	(10) おむつ交換等排泄介助については、夜間時間帯の間隔やおむつの交換 の必要回数が確保されていますか。					
	(11) 排泄の経過を把握し、記録していますか。					
(褥瘡対策)	褥瘡患者の状況 入所前から <u>名</u> 入所後発症 <u>名</u>					
	(12) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するために、例えば以下のような体制を整備していますか。					
	・褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、 褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をしていますか。					
	・専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい)を 決めていますか。 担当職種()					
	・医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを 設置していますか。 構成メンバー () 開催頻度 <u>回</u> /					
	・褥瘡対策のための指針を整備していますか。					
	・介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施 していますか。					

	項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
			研修実施状況					
			研修日 研修内容 研修区分 参	加	職	種	É	
			内部・外部					
			内部・外部					
			内部 · 外部					
			(14) 常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させていますか。					
			(15) 入所者の負担により、従業者以外の者による看護及び介護を受けさせず、従業者で対応していますか。					
			(16) 家族に介護に来るよう強制せず、従業者で対応していますか。					
13	食事0)提供 (共通)	(1) 栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとなっていますか。	, 🗆				
		() (<u>,,,,,</u>	(2) 栄養量は「日本人の食事摂取基準(2020年版)」を踏まえたものとなっていますか。					
			(3) 朝食、昼食は適切な時間に提供していますか。 ■・朝食 — 配膳時刻 <u>時</u> 、食事時間 <u>時~ 時</u> ・昼食 — 配膳時刻 <u>時</u> 、食事時間 <u>時~ 時</u>	-				
			(4) ①夕食は午後5時以降に配膳されていますか。					
			②午後6時以降に配膳されることが望ましい。 ■・夕食 — 配膳時刻 <u>時</u> 、食事時間 <u>時~ 時</u>					
			※食事の提供状況(直近 1ヶ月における利用実人員) ① 普通食	療養食	食該	当 <u></u>		<u>L</u>)
			(5) 調理は献立に従って行うとともに、実施状況が明らかにされていますか。					
			(6) 献立は必要に応じ、医師の指導を受けていますか。					
			(7) 調理及び配膳に当たり、適切な衛生管理がなされていますか。					
			(8) 食事は、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ食堂で行われるよう努めていますか。					

	項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		(9) 保存食は材料及び調理済食品を2週間分保存していますか。					
		(10) 調理関係職員(調理員、栄養士等)の検便は定期的(月1回以上) に 行っていますか。(夏季は月2回以上が望ましい) ・新規採用者の場合、調理業務従事前にも行っていますか。					
		(11) 業務委託している場合には、下記の項目について施設自らが行っていますか。					
		①栄養管理					
		②調理管理					
		③材料管理					
		④施設等管理					
		⑤業務管理					
		⑥衛生管理					
		⑦労働衛生管理					
		(12)居室関係部門と食事関係部門の連携・食事内容の検討を行っていますか。					
	(ユニット型)	(13) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立に ついて必要な支援を行っていますか。					
		(14) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するととも に、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を 摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。					
		(15) ①入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思 を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援し ていますか。					
		(16) 食事の安全面、衛生面は確保されていますか。					
		(17) 食事の嗜好を栄養ケア・マネジメント等により把握するととも に、残食結果(喫食状況)を記録していますか。					
		(18) ①検食は毎食前に行われ、その結果が検食簿に記録されていますか。検食簿には、衛生面の項目(異物の混入・適切な加熱状況・ 異味異臭)が設けられていますか。					
		②検食は施設長以下職員が交代で行っていますか。					
		(19) 嗜好調査を実施していますか。 ■実施回数 (年 回)					
		(20) 喫食調査(残食調査)を行い、記録を残していますか。					
14	相談及び援助	常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、 入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言又 は援助を行っていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
15 社会生活上の 便宜の供与等 (従来型)	(1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事、クラブ活動等を行っていますか。					
(ユニット型)	(2) 家族や友人が気軽に来訪・宿泊することができる機会や、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動(同好会やクラブ活動などを含める)の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。					
(共通)	(3) ①入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きに ついてその者又は家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を 得て代行していますか。					
	②金銭に係るものは書面等により事前に同意を得、代行後、その都度 本人の確認を得ていますか。					
	(4) 常に入所者の家族との連携を図り、入所者とその家族との交流の機会 を確保していますか。					
	(5) 入所者の外出の機会を確保するように努めていますか。					
16 機能訓練	(1) ①入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を 改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っていますか。					
	②必要な器具を整備し、活用していますか。					
	③実施計画を作成していますか。					
	④実施経過、結果の記録を作成していますか。					
	(2) 機能訓練室での訓練以外の訓練についても十分に配慮されていますか。(日常生活での機能訓練、レクリエーション、行事の実施等)■レクリエーション、行事の主なもの					
17 栄養管理	(1) 医師又は看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、健康保持のための措置を行っていますか。					
	(2) 入所者の低栄養状態の予防及び改善を図り、自立した日常生活を営む ことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っ ていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
18 口腔衛生の管理	(3) 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。 ※以下の事項で該当するものの「□」に✓をすること。 □ I 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っている。 □ II 口腔衛生の管理体制に係る計画(施設サービス計画への記載可)に【①助言を行った歯科医師 ②歯科医師からの助言の要点③具体的方策 ④当該施設における実施目標 ⑤留意事項・特記事項】を記載している。 □ II 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日にI及びII を実施している場合、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行っている。					
19 入所者の入院期 間中の取扱い	(1) 入院後、おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときはその者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、円滑に再入所できるようにしていますか。 ■やむを得ない事情により再入所できない事例があった場合は、その事例 ()					
	(2) 入所者の入院期間中のベッドについては、短期入所生活介護事業等に 利用しても差し支えないが、入所者が退院時に円滑に再入所できるよ う、計画的に行っていますか。					
20 入所者に関する 市町村への通知	次のいずれかに該当する場合、遅滞なく意見を付して市町村に通知していますか。					
	①入所者が正当な理由なしに指示に従わず、要介護状態の程度を増進させたとき。 ②不正に保険給付を受け、又は受けようとしたとき。					
21 緊急時等の対 応	サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師との連携方法その他の緊急 時等における対応方法を定めていますか。					
22 管理者による 管理	管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の職員ですか。 ※ ただし、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある事業所、施設等の 職務に従事することができます。					
23 管理者の責務	(1) 管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他 の管理を一元的に行っていますか。					
	(2) 管理者は、従業者に当該施設に係る基準省令の「運営に関する 基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。					
24 介護支援専門 員の責務	(1) 入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活暦、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握していますか。					
	(2) 入所者の心身の状況、その置かれて環境等に照らし、その者が居宅等 において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検 討し、従業者の間で協議していますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅等において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。					
	(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携していますか。					
	(5) 身体的拘束等の様態及び時間その際の入所者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由を記録していますか。					
	(6) 苦情の内容を把握し、記録していますか。					
	(7) 事故の状況及び事故に際して採った処置について把握し、記録していますか。					
25 運営規程	運営規程には次の重要事項が定められていますか。					
	①施設の目的及び運営方針					
	②従業者の職種、員数及び職務内容(「〇人以上」の記載可)					
	③入所定員(入居定員)					
(ユニット型)	④ユニット数及びユニットごとの入居定員					
(共通)	⑤指定介護福祉施設サービスの内容 (※主な事項を記載					
	⑥利用料及びその他の費用の額 (※以下の事項で記載のないものの「□」に√をすること。 □施設が徴収する全ての利用料等(介護報酬以外) □居住費及び食費の負担限度額 □居住費の入院又は外泊時の取扱い □消費税の課税の有無 □その他の費用の額をやむを得ず変更する際の手続き					
	⑦施設利用にあたっての留意事項 ※主な事項を記載					
	⑧緊急時等における対応方法					
	⑨非常災害対策					
	⑩虐待の防止のための措置に関する事項				Ιп	

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	①その他施設の運営に関する留意事項 ・身体的拘束等の原則禁止 ・その他の留意事項 ※主な事項を記載					
26 勤務体制の確保 等	(1) 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表(予定と実績)を作成 し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護·介護職 員等の配置等を明確にしていますか。					
	(2) 公正採用選考人権啓発推進員の選任を行っていますか。 (人事権のある常時使用 25 名以上の事業所) ※当該選任者の職名を記載 職名()					
	(3) 非常勤職員も含めた全ての職員に、雇用契約書等による勤務条件 の明示を行っていますか。					
	(4) 職員の健康診断は年1回(夜勤を行う職員については年2回) 行っていますか。					
	(5) 入所者の処遇に直接影響を及ぼす業務について、当該施設の従業員の みによるサービスを提供していますか。 (処遇に直接影響を及ぼさない業務 : 調理業務、洗濯等)					
	(6) 夜勤を行う職員(看護又は介護職員)の勤務体制を数は以下のとおり 確保していますか。 施設入所者数と短期入所者利用者数の合計数が 25 以下 1人以上 26 超 60 以下 2人以上 60 超 80 以下 3人以上 80 超 100 以下 4人以上 100 超 25 又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上					
	(7) 適正なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な 関係を背景とした言動であってかつ相当な範囲を超えたものにより 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及 び周知・啓発等の必要な措置を講じていますか。					
(ユニット型)	(8) 入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮した勤務体制となっていますか。 ※入居者個々の個性・心身の状況・生活歴などを具体的に把握した上で、日常生活上の活動を適切に援助するために、「馴染みの関係」が求められることによるものである。					
	(9) 次の勤務体制を確保していますか。 ① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。					
	③ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していますか。 ④ユニットリーダー研修修了者が2名以上いますか。					

項目			内	容			できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
(研修関係)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	tか。その際、 介護支援専門員 資格を有する者 介護に係る基礎 でいます でいまで講させ	全ての従業者 員、法第八条第 員その他これに き的な研修を見また、新規採用 ていますか。	(看護師、准界 二項に規定する 類するものを限 受講させるため	機会を確保して 計護師、介護福祉 政令で定める者 (まく) に対し、認 に必要な措置を 以内に認知症介記 は努力義務)	业士、 新等の 窓知症 き講じ					
	(11) 積	肝修に参加する	る職員に偏りは	ありませんか。							
		研修内容を研修 備されています		に還元できる体	体制 (記録含む)	が整					
	ā				るため、職員ののでである。						
	<実			ない場合、今後	の研修予定を記り				,)	· ¬	•'
		研修日	研修	内 容	研修区分	参加	10	職	種		
					内部·外部 内部·外部					-	
					内部・外部						
27 業務継続計画の				いて、入所者に るための、及び	対する指定介護神						
策定等		には、 ・	ためのいますは、大のないまで、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大ので	定し、当該業務の「□」に√で 内容) ・整備、感染症 (保健所との連携の安全対策、電 、必要品の嫌い 、必要動基準、対	継続計画に従い、 をすること。 防止に向けた取組 、濃厚接触者への 気・水道等のライ 気・水道等のライ 応体制等)	組の実 の対応 イフラ					
策定等	(2) 名	には、 ・ では、 ・ では、 、	ためのすするとは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	定し、当該業務の「□」に√で 内容) 「本を備、感染症」 「保健所との連携を全対の強性を 「の安全品の準、 「の安全品の準、 「本語」を 「である。」では、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、このではないでは、「ではないでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	継続計画に従い、 をすること。 防止に向けた取れ 、濃厚接触者への 気・水道等のライ を いては、新規採 に いては、新規採 に いては、新規採 に いては、新規採	祖の実の対応イフラーな教育					
策定等	(2) 行 (3) 页	を は に に に に に に に に に に に に に	ためまり、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	定し、当該業務のの「□」に ✓ を 内容) に ✓ を 内容) で、感染・整備、をの要が 強・整備、との を でを発動を はいて、 はいて、 はいて、 はいて、 はいて、 はいて、 はいて、 はいて、	継続計画に従い、 をすること。 防止に向けた取れ 、濃厚接触者への 気・水道等のライ を いては、新規採 に いては、新規採 に いては、新規採 に いては、新規採	組の実 の対 イフラ 育に					
策定等 28 定員の遵守	(2) 有 (3) 五 (3) 五	には、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	ためまり、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	定し、当該業務の「□」に√である。 内容) (保健所との要嫌 (保健所との事業 (保健所	継続計画に従い、 をすること。 防止に向けた取組 、濃厚接触者への 気・水道等のライ では、新規採用 か。	組の実 の対 イフラ 育に					
	(2) 和 (3) 页 (1) 方	をは、感」 コージコーコード・ように変変を発情以染 コーコージューコード・大きなできる。 第一日 コース できる できない できます できます できます できます できます はい 備対 拡係係 時が 時設対 訓修 業 つ 所図 じ 項 る の ら 蓄 応 大 者 業 の 停 の 及 し 練 を 務 て 定る て で る の 品 し な と 素 対 止 対 び 、 を 実 継 い 員	たいなり、大きないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	定し、当該業務の「□」に√である。 内容) (保健所との要嫌 (保健所との事業 (保健所	継続計画に従い、 をすること。 防止に向けた取れ 、濃厚接触者への 、濃厚接触者への 気・水道等のライン には、新規採尿が、 にて業務継続語	組の実 の対 イフラ 育に					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	■緊急その他のやむを得ない事情による定員超過がある場合は、その 理由及び入所者数(記入日現在) (
	(4) 近い将来、指定介護老人福祉施設本体に入所することが見込まれる者がその家族が急遽入院したことにより在宅における生活を継続することが困難となった場合など、その事情を勘案して施設に入所することが適当と認められる者が、指定介護老人福祉施設(当該施設が満床である場合に限る。)に入所し、併設される指定短期入所生活介護事業所の空床を利用して指定介護福祉施設サービスを受けることにより、介護老人福祉施設の入所定員を超過する(特例利用)場合は、入所定員に100分の105を乗じて得た数を超えないようにしていますか。 ※この取扱いは一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。					
	(5) 前号の特例利用の受け入れを行った場合、その理由を入所者台帳等に 記録していますか。					
29 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画はありますか。 ※「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせることになります。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせることになります。					

項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		非常災害対策計画策定に盛り込む具体的な項目(例) ※以下の事項で該当するものの「□」に✔をすること。					
		1 立地条件 □ 施設等の立地条件 □ 周辺地区の過去の災害発生状況 □ 災害の発生予測					
		2 情報の入手方法 □ 情報の入手方法 (テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)					
		3 災害時の連絡先及び通信手段の確認 □ 災害時の職員間の連絡体制 □ 緊急連絡先の体制整備(自治体、消防、医療機関、家族等) □ 通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法					
		4 避難を開始する時期、判断基準 □ 避難開始時期の判断基準 □ 臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法(通所系事業所の場合)					
		5 避難場所 □ 市町村指定避難場所の確認 □ 施設内の安全スペースの確認 □ 災害の種類等に応じた避難場所の複数選定 □ 送迎時等の避難場所の選定					
		6 避難経路 □ 避難経路の複数選定 □ 送迎時等の避難経路の設定 □ 避難経路図等の作成 □ 所要時間					
		7 避難方法 □ 利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩、ストレッチャー)					
		8 災害時の人員体制、指揮系統 □ 避難に必要な職員数 □ 役割分担 □ 指揮系統の明確化【日中・夜間】 □ 職員の参集基準【日中・夜間】					
		9 停電・断水時の対応(※訪問・通所は必須でない) □ 停電を想定した対策を検討していますか □ 断水を想定した対策を検討していますか					
		10 関係機関との連携 □ 関係機関(市町村、警察、消防等)との連携体制の整備 □ 地元自治会との連携体制の整備有無					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを 定期的に従業者に周知していますか。 ※「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地 域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底すると ともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火 ・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めたものです。					
	(3) ①定期的に必要な訓練を行っていますか。(年2回以上) ②うち1回は夜間を想定した訓練を行っていますか。					
	※訓練の実施状況 実施日 実施の時期 患者の参加 地域の参加 昼間 · 夜間 有 · 無 有 · 無 昼間 · 夜間 有 · 無 有 · 無 *一部の事項はどちらかを〇で囲むこと。(実施の時期の夜間は夜間想)	有	ī ·	- ‡	iい 無 無	
	(4) ①防火管理者(消防法に基づく)を置いていますか。 ※当該管理者の職名・氏名を記載 職名					
	②防火管理者が変更となった場合、変更届を行っていますか。					
	(5) 消防法による消防計画の届出を行っていますか。 消防計画の提出日 <u>年 月 日</u>					
	(6) 消防法による避難設備、消防用設備の定期点検及び報告を行っていますか。					
	(7) 地震防災対策マニュアルを作成していますか。					
30 衛生管理等	(1) 施設、食器、飲料水等の衛生管理及び施設内の悪臭対策は適切に 実施していますか。					
	(2) 食品の保管設備、食器の消毒・保管方法等は大量調理衛生マニュアル に沿って行われていますか。					
	(3) 簡易専用水道【有効容量が 10 ㎡を超える貯水槽 (受水槽)】を使用している場合、年 1 回法定検査を受けていますか。法定検査受検日年月日清掃実施日年月日水質検査実施日年月日					
	(4) 貯水槽(受水槽)を使用している場合、清掃を年1回以上行っていますか。年月日清掃実施日年月日水質検査実施日年月日					
	/C サニルナは用していて用人 ツ亜ねし紙(人) オナロセー 注回に告					
	(6) 循環式浴槽を使用している場合、以下の検査等を含めてレジオネラ症対策を適切に行っていますか。					

項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		① 入浴日の浴槽水の残留塩素濃度検査は、入浴前・入浴中・入 浴後の3回実施し、常に0.4mg/Q以上を保たれていますか。					
		② 浴槽水を適切に(1週間に1回以上)交換し、清掃を行っていますか。 ※浴槽水交換頻度 回 / 週					
		③ 循環式浴槽水は少なくとも1年に1回以上は水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか確認していますか					
		。 (高齢者施設は、年2回以上が望ましい) 1回目:時期 <u></u> 結果 <u></u> 結果 2回目:時期 <u></u> 結果					
		④ 消毒、換水、清掃の記録を行っていますか。					
		(7) 施設内の適温の確保に努めていますか。					
		(8) シーツ交換は 週1回以上行っていますか。					
		(9) 清潔リネン庫に掃除器具や不潔リネン等の汚染の原因になるものを 置かないようにしていますか。					
		(10) 医薬品及び医療用具の管理は適切ですか。 ①医薬品は、施錠のできるところに保管されていますか。					
		②医務室の職員が不在になるときは、出入口を施錠していますか。					
		③冷蔵庫に医薬品と食品が混在しないよう配慮していますか。					
		④医薬品、特に睡眠剤(向精神薬)など危険を伴うものについては、 管理責任者を定めていますか。 (向精神薬については、医薬品受払簿を整備することが望ましい。					
) ⑤医薬品、薬剤の取扱いにおいて誤薬・誤飲防止等の入所者に対する 安全対策を講じていますか。 (入所者への与薬に関するマニュアル等の作成)					
		(11) 感染症予防の必要な措置を講じていますか。 ①感染症マニュアルを整備していますか。					
		②感染症マニュアルに以下の項目が規定されていますか。 ※次の()内の事項で、 <u>記載できていない事項</u> の「・」を ○で囲んでください。					
		・MRSA ・疥癬 ・O−157 ・ノロウイルス ・インフルエンザ ・結核 ・新型コロナウイルス					
		③感染症マニュアルの内容を職員に周知していますか。					
		④特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌(0-157 等)感染症対策 、レジオネラ症対策等について、別途通知等に基づき適切な措置を講 じていますか。					
		⑤職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告し、施設長は必要な指示を行う体制を整えていますか。					

項	目			内			容		できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
			タオルや固用 員、入所者も		を使用	しないように	こしていますか	\ ₀					
		⑦手指	消毒薬剤又は	は消毒を	器を設	置しています	すか。						
			または食中				しないように以	以下のような					
		委員:		『話装記	置等を		止のための対策 うことができる						
		が流		手を勘算	案して!	必要に応じて	開催するととも て随時開催し、 か。						
		すか。				員(看護師が	が望ましい)を	決めていま					
) 人数 感染	<u>人</u> 症対策担当	_	昇催頻. 战種	度 回/	_ 記録の有無	ままず ・無					
			症又は食中₹ ますか。	毒の予防	防及び	まん延の防」	止のための指金	├が整備され					
		⑤当該 ます		平常時	きの対策	策及び発生	時の対応が規	定されてい					
			開催している と)。				止のための研修 必ず感染対策研						
		研修日	· <u>ル</u> 研	修	内	容	研修区分	参	加	職	 種		
		31121				Ц	内部・外部		,,,,	1124			
							内部•外部						
							内部•外部						
		※業務委託	業者に対す	る指金	汁の周	知 → 実	施・未実施						
			症の予防及で ますか。	びまんる	延の防.	止のための詞	訓練を、年2回	回以上開催し					
		(13) 次の場	合、市町村	等に迅	速に感	染症又は食	中毒が疑われる	る者等の					
							こ保健所に報告	もし、指示を					
			などの措置る 一の感染点				てはそれらによ	・エレジかん					
							こ名以上発生し こ名以上発生し						
							はそれらが疑れ						
			名以上又は										
							常の発生動向を 告を必要と認め						
						症予防につ	いて必要に応し	に保健所の助					
		言、指	導を求めて	います	טי.								

項目	内容		できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
31 協力病院	(1) ①入院治療を必要とする入所者のために、協力病院を定めていま	すか					
	。 ※ 協力病院と必要な事項を取り決めた書面(契約書や協定書など) い場合は「できていない」をチェックしてください。	がな					
	名称 診療科目 搬送時間	間	疗	床数	女		
		分			床	4	
		分 分			<u>床</u> 床	-	
	②入所者の入院や休日夜間等の対応について取り決めていますか。			1	1	_ 	1
	③施設から近接した病院を確保していますか。 (自動車等で20分程度を目安)	,					
	(2) 協力歯科医療機関を定めていますか。						
	※ 協力病院と必要な事項を取り決めた書面(契約書や協定書など)	がな					ľ
	い場合は「できていない」をチェックしてください。 						
	お問の 施設から A称 有無 の距離						
	有·無 km						
	有·無 km						
 32 掲示	 (1) 施設内の見やすい場所に、以下の重要事項を掲示していますか					-	1
02 lg/).	①運営規程の概要						_
	②従業者の勤務体制						
	③事故発生時の対応						
	④苦情処理の体制		_				
	⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況						
	⑥協力病院						
	⑦利用料及びその他の費用						
	⑧食事の週間メニュー						
	⑨その他のサービスの選択に関する重要事項「※主な事項を記載)					
	(2) 入所者の手の届く可能性のある掲示物に押しピンを使用していんか。	ませ					
33 秘密保持等	(1) 従業者に対し、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていま。						
	。 (2) 従業者が退職後においても、正当な理由なく、当該秘密を漏らす のないよう必要な措置を講じていますか。	تك					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	■秘密保持のための措置の内容 ・従業者に対する措置の内容 (口頭、就業規則、誓約書、その他 ()) ・退職者に対する措置の内容 (口頭、就業規則、誓約書、その他 ())					
	(3) 居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には 、あらかじめ文書により同意を得ていますか。					
	(4) 個人情報保護のための体制づくりがなされていますか。					
	(5) 個人情報保護のために職員への意識啓発、教育を実施していますか。					
	(6) 記録類は鍵のかかる部屋に保管して施錠するなどプライバシー 保護に配慮していますか。					
	(7) 居室やナースステーションの表示等はプライバシーが十分に配 慮されていますか。					
34 広告	広告の内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしていますか。					
35 居宅介護支援事 業者に対する利 益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与を行なっていませんか。					
	(2) 居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。					
36 苦情処理	(1) 相談窓口(当該施設、市町村、国保連合会)、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するための措置の概要を施設内に掲示していますか。 苦情解決責任者:職名 () 苦情対応担当者:職名 ()					
	(2) 苦情を受けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。					
	(3) 入所者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、 市町村から指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善 を行っていますか。					
	(4) 当該市町村からの求めがあった場合には、上記についての改善の内容 を報告していますか。					
	(5) 入所者からの苦情に関して、国保連が行う調査に協力するとともに、 国保連から指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善 を行っていますか。					
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記について の改善の内容を報告していますか。					
	(7) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識 に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの向上に向けた取組を自ら行 っていますか。					

	項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
			か。 ※置いている場合は「できている」に、置いていない場合は 「できていない」にチェックしてください。					
37	地域と	の連携	(1) 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携 及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。					
			(2) 入所者からの苦情に関して、市町村が派遣する介護サービス相談員の 受け入れや広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住 民の協力を得て行う事業に協力するよう努めていますか。					
38	-	生の防止 生時の対	(1) 事故発生の防止のための指針を整備していますか。					
	応	丁中山へンンゴ	(2) 事故発生の防止のための指針に下記の項目が規定されていますか。					
			①施設における介護事故の防止に関する基本的考え方					
			②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項					
			③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針					
			④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針					
			⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針					
			⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針					
			⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針					
			(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、専任の安全対策を担当する者を決めていますか。					
			(4) 当該委員会は例えば、管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、 生活相談員等、幅広い職種により構成されていますか。					
			(5) 事故発生の防止のための研修を、年2回以上開催していますか。(新 規採用時には必ず実施)					
			(6) 事故発生時は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに 、必要な措置を講じていますか。					
			(7) 事故の状況、その背景及び事故に際して採った処置について記録していますか。					
			(8) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行えるよう体制(保険加入、積立金)をとっていますか。					
			(9) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じていますか。					
			(10) 事故対応マニュアル、又はそれに準ずるものを整備していますか。					
			(11) 事故対応マニュアル等は全ての職員に周知が図られていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	(12) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための専任の担当者を配置していますか。					
39 虐待の防止	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を定期的に開催していますか。 ※以下の事項で該当するものの「□」に√をすること。 (委員会での検討事項) □ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。 □ 虐待防止のための指針の整備に関すること。 □ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。 □ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。 □ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。 □ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。 □ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。					
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。 ※以下の事項で該当するものの「□」に✓をすること。 (指針に盛り込んでいる項目) □ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方。 □ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項。 □ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針。 □ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針。 □ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項。 □ 成年後見制度の利用支援に関する事項 □ 成年後見制度の利用支援に関する事項 □ 合等に係る苦情解決方法に関する事項 □ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □ その他虐待の防止の推進のために必要な事項					
	(3) 虐待の防止のための定期的(年2回以上。新規採用時には必ず実施)な研修を実施していますか。また、研修の実施内容について記録していますか。					
	(4) (1) から(3) までを実施するため専任の担当者を配置していますか。					
40 会計の区分	施設サービスの事業の会計とその他の事業との会計を区分していますか。					
41 記録の整備	(1) ①従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。					
	②記録者は特定できますか。					
	③各記録が鉛筆書ではなく、ペン書きやコピー等保存性に配慮したも のとしていますか。					
	(2) 入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から2年間(②提供した施設サービスの具体的な内容等の記録については当該サービスを提供した日から5年間)保存していますか。 ①施設サービス計画書					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	②提供した施設サービスの具体的な内容等の記録					
	③健康管理の記録等					
	④緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録					
	⑤基準省令第20条に係る市町村への通知に係る記録					
	⑥苦情の内容の記録					
	⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録					
	⑧入所選考委員会(入所の選考に係る事務を行うための合議制の委員会)の議事録					
	※なお、医師の診療録は5年					
42 開設者の住所の 変更の届出等	以下の事項に変更があったとき、10日以内にその旨を堺市長に届け出ていますか。					
	① 施設の名称及び開設の場所					
	② 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、 生年月日、住所及び職名					
	③ 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る)					
	④ 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要					
	⑤ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。) 並びに設備の概要					
	⑥ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所					
	⑦ 運営規程					
	⑧ 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)					
	⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所					
	⑩ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号					
	⑪ 施設介護サービス費の請求に関する事項					

43 介護職員によ	(1) 看護職員との連携のもと、介護職員による口腔内のたんの吸引			
る た ん 吸 引 等 の取扱い	等を実施していますか。			
【社会福祉士及	(2) 介護職員による口腔内のたんの吸引等を実施している場合、登			
び介護福祉士	録特定行為事業者としての登録をしていますか。			
法】	(していない場合は (3) へ)			
	※登録している場合は以下の書類があることを確認してください。			
	①登録番号のわかる書類(登録特定行為事業者登録の受理通知)			
	②認定特定行為業務従事者認定をうけた介護職員の名簿			
	③上記②の介護職員について認定証 (原本又は写し)			
	※②と③の不一致があれば、登録特定行為事業者登録の変更、認			
	定特定行為業務従事者の追加認定申請等が必要な場合がありま			
	す。			
【H22. 4. 1 医発	(3) 介護職員による口腔内のたんの吸引等を実施している場合であ			
0401 第 17 号	って、登録特定行為事業者としての登録をしていない場合は、必			
医政局通知】	要であると考えられる以下の条件を踏まえ行っていますか。			
	①入所者(入所者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、ロ			
	腔内のたんの吸引等の実施について特別養護老人ホームに依頼し、			
	当該施設の組織的対応について施設長から説明を行い、理解を得た			
	上で当該施設の介護職員が当該行為を行うことについて書面によ			
	り同意を得ていますか(同意を得ていることがわかる記録がありま			
	すか)。			
	②配置医師から看護職員に対し、書面による必要な指示がなされてい	П		
	 ますか (配置医師からの指示書等がありますか)。			
	③看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が連携・協働して実施を	П		
	④配置医師、看護職員及び介護職員の参加の下、口腔内のたんの吸引			
	等が必要な入所者ごとに、個別具体的な計画及び技術の手順書が作			
	│ 成されていますか(当該入所者ごとにマニュアル等が作成されてい			
	⑤施設内で看護師等が研修・指導を行う等により看護職員及び実施に			
	当たる介護職員が必要な知識・技術に関する研修を受けていますか			
	(府社協・看護協会等の実施する指導看護師養成研修の修了者がい			
	ますか、施設内研修の実施記録が残されていますか)。			
	※介護職員に対する研修については、介護職員の経験等も考慮して柔軟に行			
	って差し支えないものの、国が行ったモデル事業においては、12 時間の研			
	修を受けた看護師が、施設内で 14 時間の研修を行ったところであり、入所			
	者の安全を図るため、原則として同等の知識・技術に関する研修であるこ			
	とが必要です。			
	⑥口腔内のたんの吸引等については、承認された介護職員が承認され			
	た行為のみ行っていますか(実施日・実施内容・担当者等の記録が			
	ありますか)。			

⑦当該入所者に関する口腔内のたんの吸引等について、配置医師、看					
護職員及び介護職員の参加の下、技術の手順書が整備されています					
か(マニュアル作成に係る委員会等が開催され、配置医師、看護職					
員及び介護職員が参加(関与)していますか)。					
⑧施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を					
行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる施設内委員会を設					
置していますか(組織図等において体制が定められていますか)。					
⑨看護職員が適正に配置され、入所者に対する個別の口腔内のたんの					
吸引等に関与するだけでなく、看護師による介護職員への施設内研					
修、技術指導など、施設内の体制整備に看護職員が関与することが					
確保されていますか(全てにおいて看護職員が関与できる体制にな					
っていますか)。					
⑩実施に当たっては、非医療関係者である介護職員が口腔内のたんの					
吸引等を行うことにかんがみ、施設長は介護職員の希望等を踏まえ					
るなど十分な配慮をしていますか(一律に介護職員全員を承認して					
いませんか、希望によって承認していない介護職員がいますか)。					
⑪入所者の健康状態について、施設長、配置医師、主治医(別途主治					П
医がいる場合に限る)、看護職員、介護職員等が情報交換を行い、					
連携を図れる体制の整備がなされているとともに、それぞれの責任					
図等がありますか)。					
①特別養護老人ホームにおいて行われる口腔内のたんの吸引等に関	П				П
し、一般的な技術の手順書が整備され、適宜更新されていますか(
マニュアルが整備され、必要に応じて更新されていますか)。					
③指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保	П				
管されていますか。					
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
、介護職員等の参加の下で、定期的な実施体制の評価、検証を行っ					
ていますか(評価、検証を行っていることがわかる記録があります					
か)。					
⑤緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的にな					
されているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医師・看護職員と		ľ	Ш		
の連絡体制が構築されていますか(緊急時対応マニュアル・連絡体					
制が整備されており、それに基づいた訓練の記録がありますか)。					
(f)施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意していますか	П				
(マニュアル等に感染予防対策等が盛り込まれていますか)。		ľ	Ш		
①医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡				П	
支援体制が整備されていますか(緊急連絡網の整備や関係機関の連					
ロ腔内のたんの 口腔内のたんの吸引を実施する際には、以下のような標準的な手順で	1				
口腔内のたんの 口腔内のたんの数寸を実施する際には、数十のような標準的な手順と 吸引について					
	1	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>

	①入所者について、入所時及び状態が変化した時点において、					
	i)口腔内のたんの吸引を、看護職員のみで実施すべきか、看護職員					
	と介護職員とで協働して実施できるかを確認していますか(検討					
	・判定記録等がありますか)。					
	ii) 当該入所者について口腔内のたんの吸引を実施する介護職員につ					
	いて、看護職員との連携の下、配置医師が承認していますか(承					
	認したことがわかる記録がありますか)。					
	②毎朝又は当該日の第1回目の吸引実施時において、看護職員は、入					
	所者の口腔内及び全身の状態を観察し、看護職員と介護職員の協働					
	による実施が可能かどうか等を確認していますか(確認した結果の					
	記録がありますか)。					
	③当該日の第2回目以降の実施については、①で承認された介護職員	П				
	は、口腔内を観察した後、以下の点に留意し、たん吸引を実施する				1	
	とともに、実施後に入所者の状態を観察していますか(実施・観察					
	等の記録がありますか)。					
	○深く入りすぎないようにあらかじめチューブを挿入する長さを					
	決めておく。					
	○適切な吸引圧で、吸引チューブを不潔にしないように、吸引する					
	•					
	° ○吸引時間が長くならないようにするとともに、続けて吸引を実施					
	する場合には、間隔を空けて実施する。					
- 胃ろうによる経	(1) 胃ろうによる経管栄養を実施する際には、以下のような標準的					
管栄養について	な手順で実施していますか。					
	①入所者について、入所時及び状態が変化した時点において、	П				
	i)胃ろうによる経管栄養を、看護職員のみで実施すべきか、看護職					
	員と介護職員とで協働して実施できるかを確認の上実施してい					
	ますか(検討・判定記録等がありますか)。					
	ii)当該入所者について胃ろうによる経管栄養を実施する介護職員に	П	П			
	ついて、看護職員との連携の下、配置医師が承認していますか(Ш		
	承認したことがわかる記録がありますか)。					
	②毎朝又は当該日の第1回目の実施時において、看護職員は、胃ろう	П				
	の状態(び爛や肉芽や胃の状態など)を観察し、看護職員と介護職			Ш		
	員の協働による実施が可能かどうか等を確認していますか(確認し					
	た結果の記録がありますか)。					
	③看護職員は、チューブ等を胃ろうに接続し、注入を開始しています					
	か (看護職員による実施の記録がありますか)。			Ш	Ш	
	(有護職員による美元の記録がありよりがり。(4)介護職員は、楽な体位を保持できるように姿勢の介助や見守りを行					
	④灯護噸員は、米な体位を保持できるように安勢の近期や見守りを行 っていますか(姿勢の介助や見守りの記録がありますか)。			Ш		
	(5)介護職員は、注入終了後、微温湯を注入し、チューブ内の栄養を					
	流し込むとともに、食後しばらく対象入所者の状態を観察していま まか、(観察の記録がも以ますか)					
	すか(観察の記録がありますか)。 	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	L	<u> </u>

	(2) 介護職員と看護職員との役割分担は適切ですか(以下の項目については看護職員が行っていますか、看護職員による確認等の記録がありますか)。 ・胃ろうの状態に問題がないことの確認・栄養チューブ等と胃ろうの接続・注入開始(注入速度の設定及び開始時における胃腸の調子の確認を含む。)			
第5 介護給付費の 算定及び取 扱い				
1 基本的事項 (端数処理)	算定される単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数は切り捨てていますか。			
(入所などの日 数の数え方)	(1) 入所の日数については、入所日及び退所日の両方を含めて、施設サービス費を算定していますか。 ※以下の事項に該当する場合は、それぞれの事項のとおり取扱うこと。			
	(2) 当該施設と短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下「介護保険施設等」という。)が次の位置関係にある場合、当該施設へ入所した日は入所の日数に含め、退所した日は入所の日数に含めずに、施設サービス費を算定していますか。			
	①当該施設と介護保険施設等が同一敷地内にある場合			
	②当該施設と介護保険施設等が隣接若しくは近接する敷地にあって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合			
	(3) 当該施設の入所者が、当該施設と次の位置関係にある病院又は 診療所の医療保険適用病床(以下「同一敷地内等の医療保険適用 病床」という。)へ入院した場合、当該施設における入退所の日 は入所の日数に含めずに、施設サービス費を算定していますか。			
	①当該施設と医療保険適用病床が同一敷地内にある場合			
	②当該施設と医療保険適用病床が隣接又は近接する敷地にあって 相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合			
2 介護福祉施設 サービス費	(1) 居室の区分に応じて所定単位数を算定していますか。			
(経過措置等)	(2) 従来型個室において、次の事項に該当する場合は、多床室の所定 単位数を算定していますか。			
	①平成17年9月30日において、従来型個室に入所している者(ただし、特別な室料を支払っていない場合)で、同年10月1日以降31はほかで、アフィーの			
	者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの			
	※医師の判断が明確でないものは対象となりません。 ③居室の面積が 10.65 平方メートル以下に適合する従来型個室に入所 する者			
	④著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると 医師が判断した者 ※医師の判断が明確でないものは対象となりません。			

(夜勤職員)	(3) 夜間勤務職員の基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数としていますか。			
(定員超過)	(4) 入所者数が定員を超過した場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当 する単位数としていますか。			
	・次の場合は、入所定員に 100 分の 105 を乗じて得た数(入所定員が 40 人を超える場合にあっては、入所定員に2を加えて得た数)までは 減算が行われません。			
	(5) 定員の超過は、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、 速やかに定員超過利用を解消するように努めていますか。			
(人員欠如)	 (6) 介護・看護職員の総数が基準を満たさない場合は、所定単位数の 100分の 70 の相当する単位数としていますか。 ・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から入所者の全員について所定単位数が減算されます。 ・1割の範囲内で減少した場合は翌々月から所定単位数が減算されます。(翌月の末日に人員基準を満たしている場合を除く。) 			
	 (7) 看護職員数が基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数としていますか。 ・人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合は、その翌月から入所者全員について減算されます。 ・1割の範囲内で減少した場合は翌々月から所定単位数が減算されます。(翌月の末日に人員基準を満たしている場合を除く。) 			
	(8) 介護支援専門員の員数に欠員が生じた場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数としていますか。 ・欠員が生じた場合は、その翌々月から所定単位数が減算されます。			
3 ユニットケア体制	ユニット型指定介護老人福祉施設において、施設基準を満たさない場合、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数としていますか。 ・日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ※減算については、ある月(歴月)において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されます。 (ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)			
4 特定入所者介 護サービス費	(1) 居住費及び食費におけるを負担限度額の範囲内で徴収する場合 に限って当該費用を請求していますか。			
	(2) 負担限度額認定者であるものの、居住費又は食費についていずれかを負担限度額を超えて徴収している場合は、当該費用を請求していませんか。			
	(3) 居住費又は食費について負担限度額よりも低い額で徴収する場合、基準費用額と負担限度額との差額で請求していますか。			

	(4) 入院または外泊時に居住費を入所者から徴収する場合(短期入 所生活介護未利用)で、当該費用を請求するときは、当該外泊時 費用算定期間内となっていますか。			
	(5) 入院または外泊中の初日又は最終日に食事の提供を行わなかった場合、負担限度額認定証の交付を受けた者の当該日に係る補足給付を請求していませんか。			
5 身体拘束廃止 未実施減算	(1) 指定介護老人福祉施設基準第11条第5項(42条第7項)の記録 及び同条第6項(同条第8項)に規定する措置を行っていますか。			
	(2) 上記記録及び措置を行っていない事実が生じた場合、次の事項 を行っていますか。			
	①速やかに改善計画を堺市長に提出している。			
	②改善計画提出後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく 改善状況を堺市長に報告している。			
	③上記①・②の手続きを行った上で、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算している。			
6 安全管理体制 未実施減算	(1) 指定介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する措置を行っ ていますか。			
	(2) 上記記録及び措置を行っていない事実が生じた場合、次の事項 を行っていますか。			
	事実が生じた翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで入所者全員について、1日につき5単位減算している。			
7 栄養管理に係る減算	(1) 指定介護老人福祉施設基準第2条に定める栄養士又は管理栄養士の員数及びは第 17 条の2に規定する基準を満たしていますか。			
	(2) 上記基準を満たさない事実が生じた場合、次の事項を行っていますか。			
	事実が生じた翌々月から基準を満たさない状況が解消される に至った月まで入所者全員について、1日につき14単位減算し ている。			
8 日常生活継続 支援加算	下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか。 日常生活継続支援加算(I) 36単位 ※従来型 日常生活継続支援加算(I) 46単位 ※ユニット型			

((1) 次のいずれかに該当すること。				
	①算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所			-	
	者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の				
	占める割合が100分の70以上であること。				
	②算定日の属する月の前6月間又は12月間における新規入所者				
	の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行				
	動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占				
	める割合が100分の65以上であること。				
	③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49				
	号) 第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所				
	者の100分の15以上であること。				
	※「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる				
	ことから介護を必要とする認知症の入所者」とあるのは、日常生活自				
	立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者をいう。				
	※「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)				
	第1条各号に掲げる行為を必要とする者」とあるのは、社会福祉士及び				
	介護福祉士法第2条第2項の医師の指示の下に行われる、「口腔内の喀				
	痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃				
	ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」が必要な者をいう。				
	(2) 介護福祉士を常勤換算方法で、※入所者の数が 6 又はその端数	П	П		
	を増すごとに 1 名以上配置していること。ただし、次に掲げる			-	
	規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算				
	方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である				
	こと。				
	a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(
	以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。				
	b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員				
	その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入所者の身体の				
	状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っている				
	にと。				
	c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員				
	の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を				
	安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、会議士将専盟長るの他の職種の表し、共同して、当時長島の				
	職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会				
	において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確				
	認すること。				
	i 入所者の安全及びケアの質の確保				
	ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮				
	iii 介護機器の定期的な点検				
	iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修				
	※ <u>入所者の数は、当該年度の前年度の平均</u>				
	※ 併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利				
	用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常				
	勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振っ				
1	た上で(例:前年度の入所者数平均が40人の本体施設と10人のショートス				
	テイの間で均等に兼務している場合は常勤換算でそれぞれ0.8 人と0.2				
	人とするなど)、本体施設での勤務に係る部分のみを加算算定のための				
	計算の対象とする。その際、実態として本体施設と併設のショートステ				
	イにおける勤務時間が1:1 程度の割合で兼務している介護福祉士を				
	本体施設のみにおいてカウントするなど、勤務実態と著しく乖離した処				
	理を行うことは認められない。				
	空床利用型のショートステイについては、ショートステイに係る業務を				
	本体施設における業務と分離して考えることは困難であるため、特に按				
	分を行わず、本体施設に勤務する職員として数えて差し支えない。				
		1	1		

者の総数における要介護4 障をきたすおそれのある。 ら介護を必要とする認知が た月以降においても、毎月 れらの割合がそれぞれ所 ことから、これらの割合に ※ これらの割合の算出につい	月間又は前12月間における新規入所4又は5の者の割合及び、日常生活に支症状若しくは行動が認められることか定である者の割合について、届出を行っ間において直近6月間又は12月間のこ定の割合以上であることが必要であるこついて毎月記録していますか。ては、対象となる新規入所者ごとのその入所日常生活自立度の判定結果を用いること。			
号) 第1条各号に掲げる行 て、届出を行った月以降に これらの割合がそれぞれ ることから、これらの割合	士法施行規則(昭和62年厚生省令第49 行為を必要とする者の占める割合につい こおいても、毎月において直近3月間の 所定の割合以上であることが必要であ 合について毎月記録していますか。 届出日の属する月の前3月のそれぞれの末日 算出すること。			
、毎月において直近3月 満たしていますか。 ※介護福祉士については、各月 とすること。介護福祉士等の 求めるものではなく、例えり 日に介護福祉士国家試験の行	では、届出を行った月以降においても 間の介護福祉士の員数が必要な員数を 間の前月の末日時点で資格を取得している者 の取扱いについては、登録証明書の交付まで ば介護福祉士については、平成21年3月31 合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に 平成21年4月において介護福祉士として含			
(6) 定員超過、人員欠如によ	る減算を行っていない。			
(7) サービス提供体制強化加	算を算定していない。			
9 看護体制加算 (I) 下記基準に適合し、届け出てい 【ロ 4単位】 を加算してい	いる場合、1日につき【イ 6単位】 いますか。			
(1) 常勤の看護師を 1 名	以上配置していること。			
(2) イ 入所定員が 30	人以上 50 人以下であること。			
(H30. 3. 31 まで	に指定を受けた施設は 31 人以上 50 人以下)			
	人以上であること。			
	に指定を受けた施設は30人又は51人以上)			
(3) 定員超過、人員欠如に	よる減算を行っていない。			
●看護体制加算(Ⅱ) 下記基準に適合し、届け出て 【ロ 8単位】 を加算してい	ている場合、1日につき【イ 13 単位】 いますか			
(1) 看護職員を常勤換算	方法で入所者の数が 25 又はその端数			
を増すごとに 1 名以」	上配置していること。			

	(2) 看護職員の員数は常勤換算方法で次のとおりとなっていること。				
	入所者数が 30 以下 1 + 1 人以上 30 超 50 以下 2 + 1 人以上 50 超 130 以下 3 + 1 人以上 130 超 50 又はその端数を増すごとに 1 を 加えた数 + 1 人上				
	(3) 当該看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、 24 時間の連絡体制を確保していること。				
	①管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議 の上、 夜間における連絡・対応体制(オンコール体制) に関する取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなさ れていること。				
	②管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議 の上、看護職員不在時の介護職員による入所者の観察項 目の標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に 連絡するか)がなされていること。				
	③施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対して、①及び②の内容が周知されていること。				
	④施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により入所者の状態に関する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行うこと。				
	(4) イ 入所定員が 30 人以上 50 人以下であること。				
_	(H30. 3. 31 までに指定を受けた施設は 31 人以上 50 人以下)			<u> </u>	
	ロ 入所定員が 51 人以上であること。 (H30.3.31 までに指定を受けた施設は30 人又は51 人以上)				
10 夜勤職員配置加算	●夜勤職員配置加算(I) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき【イ 22単位】 【ロ 13単位】 を加算していますか。				
	(1) 介護福祉施設サービス費を算定していること。				
	(2) 夜間の勤務体制を以下のとおり確保していること。				
	施設入所者数と短期入所者利用者数の合計数が 25 以下 1以上+ <u>1</u> 2 <mark>5 超 60 以下 2以上+<u>1</u> 60 超 80 以下 3以上+<u>1</u> 80 超 100 以下 4以上+<u>1</u> 100 超 25 又はその端数を増すごとに1を加えた数+<u>1</u>以上</mark>				
ı		 1	1		<u> </u>

					 _
※入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数の 10 分の 1 以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10 分の 9 以上上回っていれば可 ※次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 10 分の 6 (夜勤基準第一号口(1)(一)fの規定に基づき配置している場合は 10 分の 8) i. 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者の数以上配置していること。 ii. 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 Ⅲ. 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討を行い下記 4 点の実施を定期的に確認していること。					
①夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者 への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の 安全及びケアの質の確保 ②夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③見守り機器等の定期的な点検 ④見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 (3) イ 入所定員が 30 人以上 50 人以下であること。					_
(H30.3.31 までに指定を受けた施設は31 人以上50 人以下) ロ 入所定員が51 人以上であること。 (H30.3.31 までに指定を受けた施設は30 人又は51 人以上)					
●夜勤職員配置加算(II) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき【イ 27単位】 【ロ 18単位】 を加算していますか。					
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定していること。					
(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置し、ユニット部分全体に対し1人以上増配していること。 ※増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はない。 ※夜勤職員配置加算(I)(2)「★」参照					
(3) イ 入所定員が 30 人以上 50 人以下であること。 (H30.3.31 までに指定を受けた施設は 31 人以上 50 人以下)					
ロ 入所定員が 51 人以上であること。 (H30.3.31 までに指定を受けた施設は30人又は51人以上)					
●夜勤職員配置加算(Ⅲ) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき【イ 28単位】 【ロ 16単位】 を加算していますか。					
(1) 介護福祉施設サービス費を算定していること。	П	П	П	П	

(2) 夜間の勤務体制を以下のとおり確保していること。			
施設入所者数と短期入所者利用者数の合計数が 25 以下 1以上+1 25 超 60 以下 2以上+1 60 超 80 以下 3以上+1 80 超 100 以下 4以上+1 100 超 25 又はその端数を増すごとに1を加えた数+1以上 ※夜勤職員配置加算(I)(2)「★」参照			
(3) イ 入所定員が 30 人以上 50 人以下であること。 (H30.3.31 までに指定を受けた施設は 31 人以上 50 人以下)			
ロ 入所定員が 30 人又は 51 人以上であること。 (H30.3.31 までに指定を受けた施設は30人又は51人以上)			
(4) 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置していること。 a 介護福祉士であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者 b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第五項に規定する特定登録証の交付を受けている者 c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第十一項において準用する同条第五項に規定する新特定登録証の交付を受けている者 d 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者			
●夜勤職員配置加算(IV) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき【イ 33単位】 【ロ 21単位】 を加算していますか。			
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定していること。			

	(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置し、ユニット部分全体に対し1人以上増配していること。 ※増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はない。 ※夜勤職員配置加算(I)(2)「★」参照					
	(3) イ 入所定員が 30 人以上 50 人以下であること。 (H30.3.31 までに指定を受けた施設は 31 人以上 50 人以下) ロ 入所定員が 30 人又は 51 人以上であること。 (H30.3.31 までに指定を受けた施設は 30 人又は 51 人以上)					
	(4) 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置していること。 a 介護福祉士であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者 b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第五項に規定する特定登録証の交付を受けている者 c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第十一項において準用する同条第五項に規定する新特定登録証の交付を受けている者 d 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者					
	※夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定していますか。(小数点第三位以下は切り捨てるものとする)					
11 準ユニットケア 加算	下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき5単位を加算していますか。					
	(1) 12 人を標準とする単位として、施設サービスを行っていますか。					
	 (2) 入所者のプライバシーの確保に配慮した居室を整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていますか。 ※「個室的なしつらえ」とは、可動でないもので隔てることまでを要するものではありませんが、視線が遮断されることを前提とします。建具による仕切りは認められていますが、家具やカーテンによる仕切りでは不可となります。また、天井から隙間が空いていることは認められています。 (3) 次の①から③までに掲げる基準に従い人員を配置していますか 					
	0	l			1 l	

	① 日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。			
	② 夜間及び深夜において、2準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として			
	配置すること。 ③ 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。			
12 生活機能向上連携加算	外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。なお、(1)と(2)は併算定不可。個別機能訓練加算を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。(1)生活機能向上連携加算(I) 200単位			

	(1)生活機能向上連携加算(I)			
	①指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定介護老人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。			
	②個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上 を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者 の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。			
	③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。			
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			
	①指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション 事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理 学療法士等が、当該指定介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機 能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機 能訓練計画の作成を行っていますか。			
	②個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上 を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者 の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。			
	③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。			
13 個別機能訓練	●個別機能訓練加算(I)(II)			
加算	下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき(I)12単位(I)20単位を加算していますか。			
	(1) 常勤専従の機能訓練指導員を1名以上(入所者数が100を超える施設は、常勤専従の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等を常勤換算方式で入所者数を100で除した数以上)配置していますか。			
	(2) 下記①~⑤を実施していますか。			

	① 理字療法工等が値別機能訓練計画に基づざ、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」という。)について算定していますか。			
	② 機能訓練は専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行っていますか。			
	③ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行っていますか。※施設サービス計画に個別機能訓練計画に相当する内容を記載している場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。			
	④ 開始時及びその3月ごとに1回以上入所者に対して内容を説明し、記録していますか。(計画について、同意を得ていますか。)(利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者に同意を得ていますか。)			
	⑤ 記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、入所者ごとに保管され、常に閲覧が可能となっていますか。			
	●個別機能訓練加算(Ⅱ)のみ 下記①~③を実施していますか。 ①LIFEへの情報提出について、利用者毎にアからウまでに定め る月の翌月10日までに提出していますか。 ア. 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月 イ. 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月 ウ. アまたはイのほか、少なくとも3月に1回			
	②「評価日」「職種」「ADL」「IADL」「起居動作」「作成日」「前回作成日」「初回作成日」「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」「健康状態・経過(病名及び合併疾患・コントロール状態に限る)」「個別機能訓練の目標」「個別機能訓練項目(プログラム内容、留意点、頻度及び時間に限る)」の各項目に係る情報をすべて提出していますか。			
	③LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練計画の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価内容を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCA サイクル)によりサービスの質の管理を行っていますか。			
14 若年性認知症 入所者受入体制	(1) 若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。			
	(2) 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、当該加算 を算定していませんか。			
	(3) 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていますか。			
15 ADL維持等 加算	●ADL維持等加算(I)(Ⅱ) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1月につき(I)30単位(Ⅱ)60単位を加算していますか。			

	(1) 評価対象者 (施設の利用期間が6月を超える者) の総数は 10 名以上で 			
	すか。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値(ADL値)を測定し、測定した日が属する月ごとにLIFEに当該測定を提出していますか。			
	(3)評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(ADL 利得)の平均値が1以上(ADL 維持等加算(II)の場合は2以上)ですか。			
	(4) A D L の評価は一定の研修(測定方法の研修受講、厚生労働省作成のマニュアルや動画を用いての学習を含む)を受けた者により、Barthel Index を用いて行っていますか。また、これまでBIによる評価を行ったことがない職員がはじめて評価を行う場合は理学			
	療法士等が同席の下で実施する等の対応を行っていますか。 (5) A D L 利得の平均値算出にあたって対象とする者は、A D L 利得の多い順に上位 100 分の 10 に相当する利用者(1未満の端数切捨て)及び下位100 分の 10 に相当する利用者(1未満の端数切捨て)を除く利用者としていますか			
	ていますか。 (6) 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとしていますか。			
16 常勤医師配置 加算	常勤専従の医師を1名以上(入所者数が100 を超える施設は、常勤専従の 医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方式で入所者数を100で除 した数以上)配置している場合、1日につき25単位を加算していますか。			
17 精神科医によ る療養指導加算	認知症の症状を呈する入所者が全入所者の3分の1以上を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合、1日につき5単位を加算していますか。 ※認知症の症状を呈する入所者 ・旧措置者は「認知症高齢者介護加算」の対象に該当している場合 ・医師が認知症と診断した者			
18 障害者生活支援体制加算	・障害者生活支援体制加算(I) 視覚、聴覚もしくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の数が15以上又は入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の30以上の施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者を常勤専従の障害者生活支援員として1名以上(視覚障害者等の数が50を超える施設は、常勤専従の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等の数を50で除した数以上)配置している場合、1日につき26単位を加算していますか。			
	・障害者生活支援体制加算(II) 視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上である指定介護老人福祉施設において、障害者生活支援員であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上(視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を2名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数に1を加えた数以上)配置している場合、1日につき41単位を加算していますか。			

19 入院・外泊時の取扱い	(1) 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日(1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は最大で12日)を限度として、所定単位数に代えて1日につき246単位を算定していますか。 ※「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族との旅行に行く場合の宿泊等も含みます。			
	(2) 当該費用の算定に当たり、入院又は外泊期間の初日と最終日を含まずに算定していますか。			
	(3) 外泊期間中にそのまま退所した場合は、退所した日についても当該費用を算定していますか。			
	(4) 入所者の入院又は外泊の期間中で、入所者の空床を短期入所の利用に 供する場合、当該入所者から同意を得ていますか。			
	(5) 入所者の入院又は外泊の期間中で、入所者の空床を短期入所の利用に 供した場合、当該費用を算定しないようにしていますか。			
	(6) 外泊期間中にそのまま併設医療機関(同一敷地内等の医療保険適用病床)に入院した場合には、当該費用を算定しないようにしていますか。 ※「併設医療機関(同一敷地内等の医療保険適用病床)」とは「1 基本的事項(入所等の日数の数え方)」の「(3)」を参照してください。			
	(7) 併設医療機関(同一敷地内等の医療保険適用病床)に入院した場合、 外泊時費用を算定しないようにしていますか。			
20 外泊時在宅サービス利用の費用	(1) 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定していますか。			
	(2) 当該費用の算定に当たり、入院又は外泊期間の初日と最終日を含まず に算定していますか。			
	(3) その居宅において在宅サービス利用を行う必要性があるかどうか検討 した上で、当該入所者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分説明し 、同意を得ていますか。			
	(4) 従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮した計画を当該施設の介護支援専門員が作成していますか。			
	(5) 入所者の外泊期間中で、入所者の空床を短期入所の利用に供する場合 、当該入所者から同意を得ていますか。			
	(6) 入所者の外泊期間中で、入所者の空床を短期入所の利用に供した場合 、当該費用を算定しないようにしていますか。			
21 初期加算	(1) 入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算 として、 1 日につき 30 単位を加算していますか。			
	(2) 当該入所者が過去3月間の間に、当該施設に入所したことがない場合に限り算定していますか。(ただし、認知症の自立度判定基準によるランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する場合は過去1月間)			
	(3) 30 日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合に 算定していますか。			
	(4) 当該施設の短期入所生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。)は、入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定していますか。			

22 再入所時栄養連	下記基準に適合し、届け出ている場合、入所者1人につき1回を限度 として 200 単位を加算していますか。			
携加算	※ 栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しません。			
	(1) 施設入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合であって、当該者が退院した後、直ちに再度当該指定介護老人福祉施設に入所(以下「二次入所」という。) した場合を対象としていますか。			
	(2) 嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した食事であって、日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づくものですか。			
	(3) 当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又は家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について同意を得ること)し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成していますか。			
	(4) 当該栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の 同意を得ていますか。			
23 退所時等相談援助加算	※「入所期間が1月を超える」とは、民法の規定を準用します。ただし、入所の日数については算定基準及び留意事項において「原則として入所等した日及び退所等した日の両方を含む」と規定されていることから入所初日が起算日となります。期間の満了は民法の規定により起算日の応答する日の前日となるため、例えば、3月1日入所の1月を超える日とは4月1日以降となります。(以下、特別の規定のない期間計算は同様の取扱いになります。【介護保険法第201条、民法第138~143条】)			
ア 退所前訪問相 談援助加算	(1) 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って 当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族等に 対して退所後の相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早 期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者の場合は 2回)を限度として460単位を算定していますか。			
	(2) 入所後早期に退所に向けた訪問相談援助の必要があると認められる入所者で、2回の訪問相談援助を行う場合には、1回目は退所を念頭においた施設サービス計画の策定に当たって行われるもので、2回目は退所後在宅又は社会福祉施設等における生活に向けた最終調整を目的として行われていますか。			
	(3) 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、退所先が居宅である場合と同様に算定していますか。 ※ 他の社会福祉施設等とは、病院、診療所及び介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)を含まず、グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウスを含む。			
	(4) 当該加算について、次の場合には算定しないようにしていますか。 ①退所して病院又は診療所へ入院する場合			

	②退所して他の介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、介護療養型医療施設)へ入所又は入院する場合				
	③死亡退所の場合				
	(5) 当該加算の算定に当たっては、次の事項を適切に行っていますか。				
	①退所日に算定している。				
	②介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行っている。				
	③退所前訪問相談援助は、入所者及びその家族等のいずれにも行っている。				
	④相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関して記録している。				
イ 退所後訪問相 談援助加算	(1) 入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、入所者 及び家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度 として460単位を算定していますか。				
	(2) 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所 する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設 等を訪問し、連絡調整や情報提供を行ったときも、退所先が居宅 である場合と同様に算定していますか。				
	(3) 当該加算について、次の場合には算定しないようにしていますか。				
	 ①退所して病院又は診療所へ入院する場合				
	②退所して他の介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施				
	設、介護療養型医療施設)へ入所又は入院する場合 ③死亡退所の場合	П	П	П	
	(4) 当該加算の算定に当たっては、次の事項を適切に行っていますか。				
	①訪問日に算定している。				
	②介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行っている。				
	③退所後訪問相談援助は、入所者及びその家族等のいずれにも行っている。				
	④相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関して記録している。				
ウ 退所時相談援助加算	(1) 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として400単位を算定していますか。				
	(2) 退所時相談援助の内容には、次の事項が含まれていますか。 ①食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における生活に 関する相談援助				

	②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を 目的として行う各種訓練等に関する相談援助			
	③家屋の改善に関する相談援助			
	④退所する者の介助方法に関する相談援助			
	(3) 当該加算について、次の場合には算定しないようにしています			
	か。 ①退所して病院又は診療所へ入院する場合			
	②退所して他の介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)へ入所又は入院する場合			
	③死亡退所の場合			
	(4) 当該加算の算定に当たっては、次の事項を適切に行っていますか。			
	①介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行っている。			
	②退所時相談援助は、入所者及びその家族等のいずれにも行っている。			
	③相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関して記録している。			
工 退所前連携加算	(1) 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として500単位を算定していますか。			
	(2) 当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス利用の調整を行った結果、入所者及びその家族において最終的に当該サービスを利用しないこととなった場合でも算定していますか。			
	(3) 当該加算について、次の場合には算定しないようにしています			
	か。 ①退所してグループホームを利用する場合 ②退所して病院又は診療所へ入院する場合			
	③退所して他の介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、介護療養型医療施設)へ入所又は入院する場合			
	④死亡退所の場合			
	(4) 当該加算の算定に当たっては、次の事項を適切に行っています			
	か。 			
	①退所日に算定している。			
	②介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行っている。			
	③連携を行った日及び連携の内容の要点に関して記録している。			
	④在宅・入所相互利用加算の対象となる入所者については、最初の 在宅期間に移るときにのみ算定している			

24 栄養マネジメ	(1) 以下の基準を満たす場合に、1 日につき 11 単位を算定していま					
ント強化加算	すか。					
	①原則として入所者全員に対して実施している。					
	②管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し					
	以工配置していること。たたし、市動の未養工を「石以工配置し 、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養					
	士を常勤換算方式で、入所者の数を70で除して得た数以上配置					
	していますか。					
	③低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者					
	に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門					
	員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当					
	該入所者の栄養管理をするための食事の観察を週3回以上に行					
	い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた					
	食事の調整等を実施していますか。					
	 ④③に規定する以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を	П				
	把握し、問題がある場合は、早期に対応していますか。					
	⑤入所者ごとの栄養状態等の情報をLIFEに提出し、継続的な栄					
	養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適					
	切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。					
	⑥定員の超過による減算を行っていない。 					
	⑦入所者が運営規程に定める人員欠如による減算を行っていない。					
	⑧①に規定する常勤換算方法での管理栄養士の員数の算出方法は、以下のとおりとしていますか。					
	イ . 当該算出にあたり、調理業務の委託先において配置される	П				
	栄養士及び管理栄養士の数は含むことはできないこと。		ľ	Ш		
	また、給食管理を行う常勤の栄養士が1名以上配置され					
	ている場合は、管理栄養士が、給食管理を行う時間を栄養なる。					
	養ケア・マネジメントに充てられることを踏まえ、当該 常勤の栄養士1名に加えて、管理栄養士を常勤換算方式					
	で、入所者の数を70で除して得た数以上配置しているこ					
	とを要件とするが、この場合における「給食管理」とは					
	、給食の運営を管理として行う、調理管理、材料管理、					
	施設等管理、業務管理、衛生管理及び労働衛生管理を指					
	すものであり、これらの業務を行っている場合が該当すること。なお、この場合においても、特別な配慮を必要					
	とする場合など、管理栄養士が給食管理を行うことを妨					
	げるものではない。					
	口. 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤					
	の職員が勤務すべき時間で除することによって算出する					
	ものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。 なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数					
	が一時的に減少した場合は、1月を超えない期間内に職					
	員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみな					
	すこととする。					
	ハ. 員数を算定する際の入所者数は、当該年度の前年度(毎年 4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とす					
	4月1日に始まり翌年3月31日をもりて終わる平度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又					
	は再開の場合は推定数による。)。この場合、入所者数					
	の平均は、前年度の全入所者の延数を当該前年度の日数					
	で除して得た数とする。この平均入所者の算定に当たっているとなった。					
	ては 小数占筆?位以下を切り上げるものとする	i .	1	1	i .	1

⑨当該加算における低栄養状態のリスク評価は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4に基づき行うこと。ただし、低栄養状態のリスクが中リスク者のうち、経口による食事の摂取を行っておらず、栄養補給法以外のリスク分類に該当しない場合は、低リスク者に準じた対応としていますか。					
⑩低栄養状態のリスクが、中リスク及び高リスクに該当する者					
に対し、管理栄養士等が以下の対応を行っていますか。 イ. 基本サービスとして、医師、歯科医師、管理栄養士、看護	_	_	_	_	
新、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成する栄養ケア計画に、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示すこと。					
ロ. 当該栄養ケア計画に基づき、食事の観察を週3回以上行い、当該入所者の栄養状態、食事摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足感、嗜好を踏まえた食事の調整や、姿勢、食具、食事の介助方法等の食事環境の整備等を実施すること。食事の観察については、管理栄養士が行うことを基本とし、必要に応じ、関連する職種と連携して行うこと。やむを得ない事情により、管理栄養士が実施できない場合は、介護職員等の他の職種の者が実施することも差し支えないが、観察した結果については、管理栄養士に報告すること。なお、経口維持加算を算定している場合は、当該加算算定に係る食事の観察を兼ねても差し支えない。					
ハ. 食事の観察の際に、問題点が見られた場合は、速やかに 関連する職種と情報共有を行い、必要に応じて栄養ケア 計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応すること。					
二. 当該入所者が退所し、居宅での生活に移行する場合は、入所者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。また、他の介護保険施設や医療機関に入所(入院)する場合は、入所中の栄養管理に関する情報(必要栄養量、食事摂取量、嚥下調整食の必要性(嚥下食コード)、食事上の留意事項等)を入所先(入院先)に提供すること。					
①低栄養状態のリスクが低リスクに該当する者については、⑩ロに掲げる食事の観察の際に、あわせて食事の状況を把握し、問題点がみられた場合は、速やかに関連する職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応していますか。					
②⑤に規定する厚生労働省への情報の提出については、以下のとおりLIFEを用いて行っていますか。 LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養ケア計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。					

25 経口移行加算	(1) 以下の基準を満たす場合で、1日につき 28 単位を算定していま すか。			
	※ 栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しません。 ①現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事 の摂取を進めるための管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及 び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が必要であるとして、医師 の指示を受けた者を対象としている。			
	②当該栄養管理及び支援が必要であるとした医師の指示が、診療録 等に記載されている。			
	③医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成している。			
	※施設サービス計画に経口移行計画に相当する内容を記載している場合は 、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができます。			
	④経口移行計画について、栄養マネジメント加算を算定している入 所者にあっては、栄養ケア計画と一体のものとして作成している。			
	⑤作成した経口移行計画について、入所者又はその家族に説明し、 その同意を得ている。			
	⑥経口移行計画に基づき、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援を実施している。			
	⑦算定期間は、経口からの食事が可能となり、経管による食事摂取 を終了した日までの間でとするが、入所者又はその家族の同意を 得た日から 180 日以内となっている。			
	⑧入所者又はその家族の同意を得た日から180日を超えて実施する場合は、経口による食事摂取が一部可能な者であって、概ね2週間ごとの医師の指示に基づき、継続して経口による食事摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合に限っている。			
	⑨継続して当該栄養管理及び支援が必要であること及び概ね2週間ごとの医師の指示が、診療録等に記載されている。			
	⑩180 日を超えて実施する場合に、入所者又はその家族に説明し、 同意を得ている。			
	⑪入所者が運営規程に定める定員の超過による減算を行っていない。			
	①人員欠如による減算を行っていない。			
	(2) 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次の項目について確認した上で実施していますか。			
	①全身状態が安定していること(血圧、呼吸、体温が安定しており 、現疾患の病態が安定していること。)。			
	②刺激しなくても覚醒を保っていられること。			
	③嚥下反射が見られること(唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による 喉頭挙上が認められること。)。			

	④咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。			
	(3) 当該加算を 180 日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理及び支援を実施した場合は、当該加算を算定していませんか。			
	(4) 入所者の口腔の状態によっては、歯科医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治の歯科医師への情報提供を実施するなどの適切な措置を講じていますか。			
26 経口維持加算	(1)以下の基準を満たす場合に、当該加算を算定していますか。 ※ 栄養管理に係る減算又は経口移行加算を算定している場合は算 定しません。			
	(1) 経口維持加算 (I) 1月につき 400 単位			
	現に経口により食事摂取をしている者で、摂食機能障害(食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。)を有し、水飲みテスト(「氷砕片飲み込み検査」、「食物テスト(food test)」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。)頸部聴診法、造影撮影、内視鏡検査等により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を含む。以下同じ。)ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けている者としている。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限る(以下同じ。)。 ※算定期間については、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な栄養管理により、当該入所者に摂食機能障害及び誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間			
	経口維持加算(II) 1月につき 100 単位 協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わっている。※食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師(指定介護老人福祉施設基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定できるものです。			

	②月「回以上、医師、歯科医師、管理宋養士、有護職員、言語聴見士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)等を行い、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。 ※施設サービス計画に経口維持計画に相当する内容を記載している場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができます。 ※食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているが、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで算定が可能です。			
	③作成及び必要な見直しを行った経口維持計画について、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ている。			
	④経口維持計画に基づき、栄養管理を実施している。			
	⑤特別な管理としては、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮を行っている。			
	⑥定員の超過による減算を行っていない。			
	⑦人員欠如による減算を行っていない。			
27 口腔衛生管理加算	(1) 以下の基準を満たす場合に、1月につき(I)90単位(Ⅱ)110 単位を算定していますか。			
	①当該施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている。			
	③ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対する口腔衛生等の管理を月2回以上行っている。※利用者ごとに口腔衛生等の管理を行うことが必要です。			
	④ 歯科衛生士が、入所者に係る口腔衛生等の管理について、介 護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている。			
	⑤ 歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応している。			
	⑥ 入所者が運営規程に定める定員の超過による減算を行っていない。			
	⑦ 定員超過、人員欠如による減算を行っていない。			
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)のみ ⑧ 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報をLIFEに提出し、 口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管 理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。			
	(2) 当該加算の算定にあたっては、次の事項を適切に行っていますか。			

	① 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定している。			
	② 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行っている。			
	③ 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点(ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔衛生の管理を行うにあたり配慮すべき事項とする。)、実施した口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録(以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。)を別紙様式3を参考として作成し、当該施設に提出している。また、当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供している。			
	④ 歯科衛生士は、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談 等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態 により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯 科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設へ の情報提供を行っている。			
	⑤ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理加算を算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定していない。			
	□腔衛生管理加算(Ⅱ)のみ ⑥ LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的 介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え 方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照し ている。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出 情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じ た栄養ケア計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提 供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を 踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイク ル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行っ ている。			
28 療養食加算	(1) 以下の基準を満たす場合に、1日につき3回を限度として、6 単位を算定していますか。			
	①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている。			
	②入所者の病状等に応じて、主治の医師により入所者に対し、疾 患治療の直接の手段として発行された食事せんに基づき、療養 食を提供している。			
	③当該療養食に係る献立表が作成されている。			

4)医師の発行する食事せんには、当該人所者の年齢、身長、体重				
、病名、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食(糖				
尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く。)、貧				
血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食)及び特別な場合の検				
査食などの内容が記載されている。				
⑤入所者が運営規程に定める定員の超過による減算を行っていな				
L\°				
⑥人員欠如による減算を行っていない。				
(2) 当該入所者に提供される治療食等については、以下の基準を満				
たしていますか。				
①心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて				
取扱うものとして、総量 6.0g 以下の減塩食となっている。				
②高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は対象としていない。				
③肝臓病食については、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸	П	П		
食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む)等となっ				
ている。				
④胃潰瘍食については、手術前後に与える高カロリー食は対象とし				
ていないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に				
準ずる食事を提供する場合は対象としている。				
⑤十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取扱っている。				
⑥クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入	П			
所者に対する低残さ食についても対象としている。				
⑦貧血食の対象となる入所者は、血中ヘモグロビン濃度が 10g/dl				
以下であり、 <u>その原因が鉄分の欠乏に由来している。(※)</u>				
※医師が認める者				
⑧高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMIが 35 以上)に対して				
食事療法を行う場合に、脂質異常症食に準じて取扱っている。				
⑨特別な場合の検査食は潜血食としている他、大腸 X 線検査・大腸				
内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場				
合としている。				
⑩脂質異常症食の対象となる入所者は、空腹時定常状態における				
LDL-コレステロール値が 140 mg/dl 以上である者又は HDL-コレ				
ステロール値が 40 mg/dl 未満若しくは血清中性脂肪値が 150 mg				
/dl 以上となっている。 ※ 薬物療法や食事療法により、血液検査の数値が改善された場合でも医				
※ 条物療法や良事療法により、血液検査の剱値が改善された場合でも医師が疾病治療の直接手段として脂質異常症食にかかる食事せんの発行の				
が、疾病力療の直接手段として脂質疾患症長にかかる良事とのの光11の 必要性を認めなくなるまで質定できる。				

29 配置医師緊急時対応加算	(1) 当該指定介護老人福祉施設の配置医師が当該指定介護老人福祉施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)又は深夜(午後10時から午前6時まで)に当該施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に、診療が行われた時間が早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算していますか。 ※診療の開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定すること。			
	(2) 入所者の看護・介護に当たる者が、配置医師に対し電話等で直接施設への訪問を依頼し、当該配置医師が診療の必要性を認めた場合に、可及的速やかに施設に赴き診療を行った場合に算定していますか。 ※定期的ないし計画的に施設に赴いて診療を行った場合には算定できません。ただし、医師が、死期が迫った状態であると判断し、施設の			
	職員と家族等に説明したうえで、当該入所者が死亡した場合について 、早朝や日中の診療終了後の夜間に施設を訪問し死亡診断を行うこと を事前に決めている場合には、この限りではありません。			
	(3) 事前に氏名等を届出た配置医師が実際に訪問し診察を行ったと きに限り算定していますか。			
	(4) 施設が診療を依頼した時間、配置医師が診療を行った時間、内容について記録していますか。			
	(5) 算定に当たっては、配置医師と施設の間で、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等に関する取り決めを事前に定めることにより、24 時間配置医師による対応又はその他の医師の往診による対応が可能な体制を整えていますか。			
	(6)看護体制加算(Ⅱ)を算定していますか。			
30 看取り介護加 算	看取り介護加算(I) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下については、1 日につき 72 単位を、死亡日以前4日以上30 日以下については1日につき 144 単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき 680 単 位を、死亡日については1日につき1,280 単位を死亡月に加算して いますか。			
	看取り介護加算(II) 当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、死亡日以前 31 日以上 45 日以下については、1 日につき72 単位を、死亡日以前4日以上30 日以下については1日につき144 単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780 単位を、死亡日については1日につき1,580 単位を死亡月に加算していますか。 ※看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。 ※算定にあたっては配置医師緊急時対応加算(5)を準用すること。 (1) 次の①及び②を満たしていますか。			
	①次の1から3のいずれにも適合している入所者。 1 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。			

3 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。 ※ 入所者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護師、介護職員等が入所者の状態等に応じて随時、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると認められる場合には、看取り介護加算の算定は可能です。この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、入所者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来てもらえなかった旨を記載しておくことが必要である。 家族が入所者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。 ②次の1から5のいずれにも適合している。 1 常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している。 2 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得ている。			
1 常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設 の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステー ションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保 している。 2 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家 族等に説明し、同意を得ている。 3 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護			
2 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家 族等に説明し、同意を得ている。 3 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護	[
3 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護 □ □			
人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに 関する指針の見直しを行っている。			
4 差取しに関する映品研修を行っている			
5 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配			

ていますか。 ※具体的には次のような取り組みが求められます。 イ 看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対する方針当			
を明らかにする (Plan)。			
ロ 看取り介護の実施に当たっては、当該入所者に係る医師の診断を前 提にして、介護に係る計画に基づいて、入所者がその人らしく生き、 その人らしい最期が迎えられるよう支援を行う(Do)。			
ハ 多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り 介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う (Check)。			
ニ 看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について 、適宜、適切な見直しを行う(Action)。なお、施設は、看取り介護 の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会			
並びに入所者等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましい。			
(3) 管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取りに関する指針」が定められて			
いますか。 ※同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられ			
次向相可に益り込むへと項目としては、例えば、以下の事項が考えられ ます。			
イ 当該施設の看取りに関する考え方			
ロ 終末期にたどる経過(時期、プロセス毎)とそれに応じた介護の 考え方			
ハ 施設において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢			
ニ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む)			
ホース所者等への情報提供及び意思確認の方法			
へ 入所者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式			
ト 家族への心理的支援に関する考え方			
チ その他看取り介護を受ける入所者に対して施設の職員が取るべき			
具体的な対応の方法			
(4) 看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、施設にお			
いて看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関			
との連携体制などについて、入所者等の理解が得られるよう継続			
的に説明していますか。また、説明の際には入所者等の理解を助			
けるため、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写した提供していますか	+		
の写しを提供していますか。			
の写しを提供していますか。 (5) 死亡日以前 45 日を上限として、所定単位数を死亡月にまとめて			
の写しを提供していますか。 (5) 死亡日以前 45 日を上限として、所定単位数を死亡月にまとめて 算定していますか。			
の写しを提供していますか。 (5) 死亡日以前 45 日を上限として、所定単位数を死亡月にまとめて 算定していますか。 ※ 施設に入所していない月についても自己負担を請求されることにな			
の写しを提供していますか。 (5) 死亡日以前 45 日を上限として、所定単位数を死亡月にまとめて算定していますか。 ※ 施設に入所していない月についても自己負担を請求されることになるため、入所者が退所等する際、退所等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。			
の写しを提供していますか。 (5) 死亡日以前 45 日を上限として、所定単位数を死亡月にまとめて算定していますか。 ※ 施設に入所していない月についても自己負担を請求されることになるため、入所者が退所等する際、退所等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。 (6) 退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しないようにして			
の写しを提供していますか。 (5) 死亡日以前 45 日を上限として、所定単位数を死亡月にまとめて算定していますか。 ※ 施設に入所していない月についても自己負担を請求されることになるため、入所者が退所等する際、退所等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。 (6) 退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しないようにしていますか。			
の写しを提供していますか。 (5) 死亡日以前 45 日を上限として、所定単位数を死亡月にまとめて算定していますか。 ※ 施設に入所していない月についても自己負担を請求されることになるため、入所者が退所等する際、退所等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。 (6) 退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しないようにしていますか。 ※死亡前に在宅へ戻ったり、医療機関へ転院したりした後、在宅や転院先で死			
の写しを提供していますか。 (5) 死亡日以前 45 日を上限として、所定単位数を死亡月にまとめて算定していますか。 ※ 施設に入所していない月についても自己負担を請求されることになるため、入所者が退所等する際、退所等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。 (6) 退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しないようにしていますか。			

	(7) 入所者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当該入院又は外泊期間が死亡日以前45日の範囲内であるとき、当該入院又は外泊期間を除いた期間について算定していますか。 ※入院若しくは外泊又は退所の当日について看取り介護加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによります。			
	(8) 退所後も継続して入所者の家族指導や医療機関に対する情報提供等を行っていますか。※入所者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、入所者の死亡を確認することができる。※情報の共有を円滑に行う観点から、施設が入院する医療機関等に入所者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が施設に対して入所者の状態を伝えることについて、施設退所等の際、入所者又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。			
	(9) 看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めていますか。			
31 在宅復帰支援機能加算	(1) 以下の基準に適合し、(2)~(4)を満たす場合、1日につき 10 単位を加算していますか。 ①算定日が属する月の前6月間において、当該施設から退所した者(在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けるこ			
	ととなった者(入所期間が1月間を超えていた者に限る。)の 占める割合が2割を超えている。 ②退所者の退所した日から30日以内に、居宅を訪問し、又は指 定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該 退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みである ことを確認し、記録している。			
	(2) 入所者の家族との連絡調整を以下のとおり行っていますか。 ①入所者が在宅へ退所するに当たり、当該入所者及びその家族に			
	対して、退所後の居宅サービスその他の保険医療サービス又は 福祉サービスについて次の相談援助を行っていますか。 イ 食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助 ロ 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向 上を目的として行う各種訓練等に関する相談助言 ハ 家屋の改善に関する相談援助			
	二 退所する者の介助方法に関する相談援助 ②また必要に応じて、当該入所者の同意を得て退所後の居住地を管轄する市町村及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供していますか。			
	(3) 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入 所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サー ビスの利用に関する調整を行っていますか。			
	(4) 当該加算の算定を行う場合には、その算定根拠となる関係書類を整備していますか			
32 在宅·入所相互 利用加算	(1) 以下の者に対して、1日につき 40単位算定していますか。 -			

	複数の者であらかしの任宅期间及び入所期间(入所期间から月を超えるときは、3月を限度とする。)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者。			
	(2) 在宅期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で 情報の交換を十分に行い、双方が合意の上、介護に関する目標及 び方針を定め、入所者又はその家族などに対しその内容を説明し 、同意を得ていますか。			
	(3) また、次の事項を適切に行っていますか。			
	①在宅・入所相互利用を開始するに当たり、在宅期間と入所期間(入所期間については3月を限度とする)について、文書による同 意を得ている。			
	③当該支援チームは、必要に応じ随時(利用者が施設に入所する前及び施設から退所して在宅に戻る前においては必須とし、概ね1月に1回)カンファレンスを開いている。			
	④カンファレンスにおいては、それまでの在宅期間又は入所期間における対象者の心身の状況を報告し、目標及び方針に照らした介護の評価を行うとともに、次期の在宅期間又は入所期間における			
	介護の目標及び方針をまとめ、記録している。 ⑤施設の介護支援専門員及び在宅の介護支援専門員の機能及び役割 分担については、支援チームの中で協議して適切な形態を定めて いる。			
33 認知症専門 ケア加算	●認知症専門ケア加算 (I) 以下の基準を満たす場合に、1日につき3単位を算定していますか。			
	(1) 入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。			
	(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、当該対象者との数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。			
	※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」 及び「認知症看護にかかる適切な研修」を指します。 認知症看護に係る適切な研修とは、現時点では、①日本看護協会認定 看護師教育課程「認知症看護」の研修、②日本看護協会が認定してい る看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課 程、③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師(認定 証が発行されている者に限る。)」のいずれかを指すものとする。			
	(3) 当該施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達 又は技術的指導に係る会議(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるもの。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた めのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理 に関するガイドライン」等を遵守している)を定期的に開催し			

	●認知症専門ケア加算(Ⅱ) 以下の基準を満たす場合に、1日につき4単位を算定していますか。			
	(1)認知症専門ケア加算 (I) の基準のいずれにも適合している。			
	(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名 以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施しているこ と。			
	※加算対象となる者が10 名未満の場合、認知症介護実践リーダー研修 と認知症介護指導者研修の両方を修了した者が1名配置されていれ ば認知症専門ケア加算IIを算定できるものとする。 ※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー			
	加算(I)の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要はありません。認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになります。			
	(3) 当該施設における介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予 定していること。			
34 認知症行動·心 理症状緊急対応加 算	(1) 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が 困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、 指定介護福祉施設サービスを行った場合に、入所した日から起算して 7日を限度として、1日につき200単位を算定していますか。			
	(2) 当該加算の算定にあたっては、次の事項を適切に行っていますか。			
	①在宅で療養を行っている要介護被保険者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に介護老人福祉施設への入所が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ施設の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、当該施設に入所した場合に算定している。			
	②医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り 算定している。この際、当該施設への入所ではなく、医療機関におけ る対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医 療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられる ように取り計らっている。			
	③当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものであるため、入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定し、当該入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにしている。			
	④次に掲げる者が、直接、当該施設へ入所した場合には、当該加算は算定していない。 a病院又は診療所に入院中の者 b介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所 中の者			
	c 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、 短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短 期利用認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活 介護及び短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用中の 者			

	⑤判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録している。 また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留 意事項等を介護サービス計画書に記録している。					
	⑥個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応しい設備 を整備している。					
	⑦当該入所者が入所前1月の間に、当該介護老人福祉施設に入所したことがない場合及び過去1月の間に当該加算(他サービスを含む)を算定したことがない場合に限り算定している。					
35 褥瘡マネジメ	(1)次の基準に適合するものとして、市長に届け出た施設					
ント加算	に継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基					
	準に掲げる区分に従い、1月につきいずれかの所定単位数を加算し					
	ていますか。					
	●褥瘡マネジメント加算(I)以下の基準を満たす場合に、1月につき3単位を算定していますか					
	_ 0					
	(1) 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入					
	所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い 、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実					
	、ての評価結果寺の情報を厚生労働省に提出し、機須官理の美 施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施					
	のために必要な情報を活用していますか。					
	(2)(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者					
	ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門					
	員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計 画を作成していますか。					
	(3)入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに	П				
	、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していますか。					
	(4)(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していますか。					
	●褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)					
	以下の基準を満たす場合に、1月につき13単位を算定していますか。					
	(1) 褥瘡マネジメント加算(I) の基準のいずれにも適合しています					
	か。		Ц	Ш	Ш	
	(2)(I)の(1)の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクが					
	あるとされた入所者について、褥瘡が発生していないですか。	<u> </u>				
	●褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	-				
	※褥瘡マネジメント加算(皿)は、令和3年3月31日において、令和3年度改定前の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行う施					
	設について、今後LIFEを用いた情報の提出に切り替えるよ					
	うに必要な検討を行うことを前提に、経過措置として、令和3					
	年度末まで、3月に1回を限度として、10単位の算定を認め					
	るものです。算定には下記の通り従前の要件が求められます。 (1) 入 所 者 ご と に 褥 瘡 の 発 生 と 関 連 の あ る リ ス ク に つ					
	いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも					
	3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働					
	省に報告していますか。	<u> </u>				
	(2)(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた。これなる形式に、医師、長護師、会護聯島、会護					
	れた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護 支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理					
	に関する褥瘡ケア計画を作成していますか。					

	(3)(2)の褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとと もに、その管理の内容や入所者の状態について定期 的に記録していますか。			
	(4)(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していますか。			
	該加算の算定にあたっては、次の事項を適切に行っていますか。			
	①褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成(Plan)、当該計画に基づく褥瘡管理の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し(Action)といったサイクル(「PDCA」という。)の構築を通じて、			
	継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行っていますか。 ②褥瘡マネジメント加算(I)は、原則として入所者全員(褥瘡マネジメント加算(II)又は(III)を算定する者を除く。)を対象として 算定していますか。			
	③下記褥瘡マネジメント加算(I)の評価は、別紙様式5に示す褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施していますか。			
	④下記褥瘡マネジメント加算(I)①の施設入所時の評価は、同①~ ④の要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する 月以降の新規入所者については、当該者の施設入所時に評価を行 い、届出の日の属する月の前月において既に入所している者につ いては、介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行って			
	いますか。 ⑤下記褥瘡マネジメント加算(I)①の評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行っていますか。(LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。)			
	⑥下記褥瘡マネジメント加算(I)③の「褥瘡ケア計画」は、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、入所者ごとに、 褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき 事項や、入所者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、別			
	紙様式5を用いて作成していますか。			
	※介護福祉施設サービスにおいては、褥瘡ケア計画に相当する内容を施設サー			
	ビス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代			
	えることができるが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別でき			
	るようにしてください。			
	ジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得て			
	いますか。 ⑧下記褥瘡マネジメント加算(I)④の褥瘡ケア計画は、褥瘡ケア計画に実施上の問題(褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば、直ちに見直していますか。また、その際、PDCAの推進及び褥瘡管理に係る質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用していますか。			

	⑨褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、褥瘡マネジメント加算(I)の算定					
	要件を満たす施設において、④の評価の結果、施設入所時に褥瘡					
	 が発生するリスクがあるとされた入所者について、施設入所日の					
	 属する月の翌月以降に別紙様式5を用いて評価を実施し、当該月					
	│ │ に別紙様式5に示す持続する発赤(d1)以上の褥瘡の発症がな					
	い場合に、所定単位数を算定していますか(施設入所時に褥瘡が					
	あった入所者については、当該褥瘡の治癒後に、褥瘡の再発がな					
	い場合に算定できます)。					
	⑩褥瘡管理にあたっては、施設ごとに当該マネジメントの実施に必	_				
	要な褥瘡管理に係るマニュアル等を整備し、当該マニュアル等に					
	基づき実施していますか。					
36 排せつ支援加	次の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設におい					
算	て、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当					
	該基準に掲げる区分に従い、1月につき <u>いずれかの</u> 所定単位数を 加算していますか。					
	加 昇 している タ カン・。					
	(1) 排せつ支援加算(I) 10 単位					
	 (2)排せつ支援加算(Ⅱ) 15 単位					
	(3) 排せつ支援加算(皿) 20 単位					
	●排せつ支援加算(I)					
	次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。					
	(1) 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は					
	医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価する					
	とともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果 等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって					
	、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必					
	要な情報を活用していますか。					
	(2)(1)の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の					
	軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員					
	その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつ					
	に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していますか。					
	(3) (1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用	П	П			
	者ごとに支援計画を見直していますか。	ľ	Г			
	●排せつ支援加算(Ⅱ)					
	次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。					
	(1) 排せつ支援加算(I)の基準のいずれにも適合していますか。					
	(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。					
	a 排せつ支援加算 I (1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見		ľ	ľ		
	込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較し					
	て、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するととも					
	にいずれにも悪化がないこと。					
	│					
	込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較し					
	て、おむつ使用ありから使用なしに改善したこと。					
	●排せつ支援加算(Ⅲ)					
	次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。					Ш
	(1) 排せつ支援加算 I の (1) から (3) まで並びに排せつ支援加算 II					
	│ │ (2)a及びbに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	1	İ	İ	1	1

算足	定にあたっては以下の事項に適合していますか。			
1	排せつ支援加算は、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成(Plan)、当該支援計画に基づく排せつ支援の実施(Do)、当該支援内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し(Action)といったサイクル(「PDCA」という。)の構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算していますか。			
2	排せつ支援加算(I)は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに(1)に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員(排せつ支援加算(II)又は(III)を算定する者を除く。)に対して算定していますか。			
3	本加算は、全ての入所者について、必要に応じるの が提供されてとを施設入所ものではという。 が改善することを施設入所時において、が尿意・便意を職員がでいる。 が改善することを評価するもので職員がでいた。 が成立とを理由として、が尿がずできないことを理由として、おいての状態ができないことを理由として、おいての改さいた場合、支援を行って排せつとせたといてもから。			
4	排せつ支援加算 I (1) の評価は、 別紙様式 6 「排泄の状態に関するスクリーニング・支援計画書」を用いて、排尿・排便の状態及びおむつ使用の有無並びに特別な支援が行われた場合におけるそれらの3か月後の見込みについて実施していますか。			
5	排せつ支援加算 I (1) の施設入所時の評価は、排せつ支援加算 I (1) から(3) の要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規入所者については、当該者の施設入所時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月以前から既に入所している者については、介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行っていますか。			
6	④又は⑤の評価を、医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告していますか。また、医師と連携した看護師が④の評価を行う際、入所者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談していますか。			
7	排せつ支援加算 I (1) の評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行っていますか。(LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。)			
8	「排せつに介護を要する入所者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト2009改訂版(平成30年4月改訂)」の方法を用いて、排尿又は排便の状態が、「一部介助」若しくは「全介助」と評価される者又はおむつを使用している者としていますか。			

⑤ 「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿若しくは排便又はおむつ使用にかかる状態の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善又はおむつ使用ありから使用なしに改善すること、あるいは、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善することが見込まれることをいいます。			
このとおり取り扱っていますか。 ① 支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいて別紙様式6「排泄の状態に関するスクリーニング・支援計画書」の様式を用いて支援計画を作成してい			
ますか。 要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、④の評価を行った医師又は看護師、介護支援専門員、及び支援対象の入所者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加えていますか。			
※ なお、施設サービス計画 (ケアプラン) に当該計画の記載がある場合は、その記載をもって、支援計画の作成に代えることができますが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。			
① 支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取れた計画を、個々の入所者の特性に配慮しながら、個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないようにするとともに、支援において入所者の尊厳が十分保持されるように留意していますか。			
が。 ② 支援計画の実施にあたっては、以下のとおり、入所者及びその家族の理解と希望を確認した上で行っていますか。			
 ※ 計画の作成に関与した者が以下の内容を説明すること。 ・排せつの状態及び今後の見込み ・支援の必要性 ・要因分析並びに支援計画の内容 ・当該支援は入所者又はその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること ・支援開始後であっても、いつでも入所者又はその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できること。 			
●排せつ支援加算(IV) 排せつ支援加算(IV)は、令和3年3月31日において、令和3年度改 定前の排せつ支援加算に係る届出を行う施設について、今後LIF Eを用いた情報の提出に切り替えるよう必要な検討を行うことを 前提に、経過措置として、令和3年度末まで、6月を限度として、			

(1) 排せつに介護を要する人所者のうち、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者について算定していますか。			
(2)指定施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成していますか。			
を開始した日の属する月から6月以内の期間に限り 算定していますか。 なお、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定してい る人については算定できません。			
(4)算定にあたっては、以下の事項に留意していますか。			
な介護が提供されていることを前提としつつ、さら に特別な支援を行って排せつの状態を改善すること			
を評価するものです。例えば、入所者が尿意・便意 を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員			
が適時に排せつ介助できないことを理由として、お			
むつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せ			
つの状態を改善させたとしても加算の対象とはなり			
ません。このとおり取り扱っていますか。			
②「排せつに介護を要する入所者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト2009改定版(平成27年4月改訂)」の方法を用いて、排尿又は排便の状態が、「一部介助」又は「全介助」と評価される者としていますか。			
③(1)の「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿又は排便にかかる状態の評価が不変又は悪化することが見込まれるが、特別な対応を行った場合には、当該評価が6月以内に「全介助」から「一部介助」以上、又は「一部介助」から「見守り等」以上に改善すると見込まれるものとしていますか。			
④③の見込みの判断を、医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告していますか。また、医師と連携した看護師が③の見込みの判断を行う際、入所者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談していますか			
。 ⑤支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを 参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要 因を多職種が共同して分析し、それに基づいた支援 計画を別紙様式6の様式を参考に作成していますか			

	断を行った医師又は看護師、介護支援専門員、及び支援対象の入所者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加えていますか。			
37 自立支援促進加算	(1) 次の基準の <u>いずれにも</u> 適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき300単位を加算していますか。 ①医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の進に当たって、当該情報をの他自立支援の適切かつ			
	有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ②①の医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入 所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他 の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援 計画に従ったケアを実施していること。			
	③イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに 支援計画を見直していること。			
	④医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。			
	(2) 算定にあたっては、以下の事項に留意していますか。			
	① 自立支援促進加算は、入所者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上を図るため、多職種共同による、入所者が自立支援の促進を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成(Plan)、当該支援計画に基づく自立支援の促進(Do)、当該支援内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し(Action)といったサイクル(「PDCA」という。)の構築を通じて、継続的に入所者の尊厳を保持し、自立支援に係る質の管理を行った場合に加算していますか。			
	②本加算は、全ての入所者について、必要に応じ、適切な介護が提供されていることを前提としつつ、介護保険制度の理念に基中き、入所者が尊厳を保持し、その有する能力に応じまでは、とれていることができるよう、特に必要な支援を正しているののできるよう、特に必要な支援期的に全なののできるとき評価するものです。このため、医師が、定期的によるのでするとともに、医学的に、全ののででするとともに、医学的のででするとともに、医学的のででは、介護職員、介護実績に基づき、特にいてのので、医学的ののでは、などされた者について、生活全般において適切な介護なのの包括的な支援計画を策定し、個々の入所者や家族の希望に沿った、尊厳の保持に資する取組や本人を尊重する個別ケアに表たきり防止に資する取組、自立した生活を支える取組、廃用性機能障害に対する機能回復・重度化防止のための自立を援いるよのを対したもの特別な支援を行っている場合に算定できるものではないこと、本加算は、画一的・集団的な介護又は個別的でいるものではないる技術を関係を評価するものではないこと、は、カハビリテーションや機能訓練の実施を評価するものではないとから、個別のリハビリテーションや機能訓練を実施することのみでは、加算の対象とはなりません。このとおり取り扱っていますか。 ③ 原則として入所者全員を対象として入所者ごとに(1)に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して本加算を算定していますか。			

	④ (1)①の自立支援に係る医学的評価は、医師が必要に応じて関連 職種と連携し、「自立支援促進に関する評価・支援計画書」を用 いて、当該時点における自立支援に係る評価に加え、特別な支援 を実施することによる入所者の状態の改善可能性等について、実 施していますか。			
	(1)②の支援計画は、関係職種が共同し、「自立支援促進に関する評価・支援計画書」を用いて、訓練の提供に係る事項(離床・基本動作、ADL動作、日々の過ごし方及び訓練時間等)の全ての項目について作成していますか。			
	の頃日について作成していますが。 作成にあたっては、④の医学的評価及び支援実績等に基づき、 個々の入所者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画 一的な支援計画とならないよう留意していますか。			
	⑥ 当該支援計画の各項目は原則として以下のとおり実施し、その際、入所者及びその家族の希望も確認し、入所者の尊厳が支援に当たり十分保持されるように留意していますか。			
	a 寝たきりによる廃用性機能障害を防ぐために、離床、座位保持 又は立ち上がりを計画的に支援する。			
	b 食事は、本人の希望に応じ、居室外で、車椅子ではなく普通の 椅子を用いる等、施設においても、本人の希望を尊重し、自宅等 におけるこれまでの暮らしを維持できるようにする。食事の時間 や嗜好等への対応について、画一的ではなく、個人の習慣や希望 を尊重する。			
	c 排せつは、入所者ごとの排せつリズムを考慮しつつ、プライバシーに配慮したトイレを使用することとし、特に多床室においては、ポータブルトイレの使用を前提とした支援計画を策定してはならない。			
	d 入浴は、特別浴槽ではなく、一般浴槽での入浴とし、回数やケアの方法についても、個人の習慣や希望を尊重すること。			
	e 生活全般において、入所者本人や家族と相談し、可能な限り自 宅での生活と同様の暮らしを続けられるようにする。			
	f リハビリテーション及び機能訓練の実施については、本加算に おいて評価をするものではないが、④の評価に基づき、必要な場 合は、入所者本人や家族の希望も確認して施設サービス計画の見 直しを行う。			
	⑦ (1)②において、支援計画に基づいたケアを実施する際には、対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。			
	(1)③における支援計画の見直しは、支援計画に実施上に当たっての課題(入所者の自立に係る状態の変化、支援の実施時における医学的観点からの留意事項に関する大きな変更、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)に応じ、必要に応じた見直しを行っていますか。その際、PDCAの推進及びケアの向上を図る観点から、LIF			
	Eへの提出情報とフィードバック情報を活用していますか。			
	⑨(1)④の評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて 行っていますか。(LIFEへの提出情報、提出頻度等について は、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基 本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参 照してください。)			
38 科学的介護推進体制加算	●科学的介護推進体制加算(I) (1)次の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算(I)として、1月につき40単位を加算していますか。 ①入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。			

	②必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。 ③ 科学的介護推進体制加算(II)を加算していませんか。			
	●科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (2)次の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算(Ⅱ)として、1月につき50単位を加算していますか。			
	①入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していますか。			
	②必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に 当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提 供するために必要な情報を活用していますか。			
	③ 科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算 (I) を加算していませんか。			
	(3)算定にあたっては、以下の事項に留意していますか。			
	①原則として入所者全員を対象として、入所者ごとに(1)又は(2)に 掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算 定していますか。			
	②(1)①及び(2)①の情報の提出については、LIFEを用いて行っていますか。(LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。)			
	③施設は、入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)のサイクル (PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。具体的には、次のような一連の取組をしていますか。			
	イ 入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサ			
	ービスを提供するための施設サービス計画を作成する(Plan)。			
	ロ サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づいて、			
	入所者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。			
	ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多			
	職種が共同して、施設の特性やサービス提供の在り方について検			
	証を行う(Check)。 ニ 検証結果に基づき、入所者の施設サービス計画を適切に見直し、 施設全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。			
39 安全対策体制	(1)次の基準に適合しているものとして市長に届け出た指			
加算	定 施 設 が 、 入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場			
	合、安全対策体制加算として、入所初日に限り20単位を加算して			
	いますか。 ①指定介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準に適 合していますか。			
	②指定介護老人福祉施設基準第35条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていますか。			

	③当該指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に 安全対策を実施する体制が整備されていますか。			
	指定介護老人福祉施設基準第35条第1項 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			
	(2) 算定にあたっては、以下の事項に留意していますか。 ①事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うこと。 ②安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。令和3年10月31日までの間にあっては、研修を受講予定(令和3年4月以降、受講申込書等を有している場合)であれば、研修を受講した者とみなすが、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合には、令和3年4月から10月までに算定した当該加算については、遡り返還すること。 ③組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。			
40 サービス提供 体制強化加算	●サービス提供体制強化加算(I) (1) サービス提供体制強化加算(I)(1日につき22単位)の算定に当たっては、次の基準を満たしていますか。			

ア 当該指定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること又は勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。			
●サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1日につき18単位)の算定に当たっては、次の基準を満たしていますか。			
ア 当該指定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。 イ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。 ただし、(1) サービス提供体制強化加算(I)、(3) サービス提供体制 強化加算(II) を算定している場合は算定しません。 ウ 日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しません。			
(3) サービス提供体制強化加算(III)(1日につき6単位) の算定に当たっては、次の基準を満たしていますか。			

	ア 以下のいずれかに該当すること。 a 当該指定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100分の50以上であること。 b 当該指定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 c 当該指定施設のサービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 イ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。ただし、(1)サービス提供体制強化加算(I)又は(2)サービス提供体制強化加算(I)又は(2)サービス提供体制強化加算(II)を算定している場合は算定しません。ウ 日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しません。			
	(4) 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により 算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いていますか。			
	(5) 勤続年数は、各月の前月の末日時点における勤続年数としていますか。			
41 介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準(以下イ~ホ参照)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。			
	(1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記 1 から 4 0 までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 8 3 に相当する単位数			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記 1 から 4 O までにより算定した単位数の 1 O O O 分の 6 O に相当する単位数			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記 1 から 4 0 までにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 3 3 に相当する単位数 ※ 以下の(4)、(5)は令和 3 年 3 月 31 日で廃止します。ただし、 令和 3 年 3 月 31 日時点で算定している事業所については、 令和 4 年 3 月 31 日まで算定できます。			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) <u>※令和4年3月31日廃止予定</u> (3)により算定した単位数の100分の90に相当する 単位数			

(5) 介護職員処遇改善加算(V) <u>※令和4年3月31日廃</u>			
<u>止予定</u>			
(3)により算定した単位数の100分の80に相当する 単位数			
注) 当該加算は(I)・(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)・(V) の <u>いずれか</u> を算定			
することになります。			
賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則の内容等			
についても職員に周知していますか。また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答していますか。			
【別に厚生労働大臣が定める基準】			
イ 介護職員処遇改善加算 (I) (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃			
金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員			
処 遇 改 善 加 算 の 算 定 見 込 額 を 上 回 る 賃 金 改 善 に 関 す る 計 画 を 策 定 し、当 該 計 画 に 基 づ き 適 切 な 措 置 を 講 じ て い る こ と 。			
(2) 指定介護老人福祉施設において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法			
その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知			
し市長等に届け出ていること。			
(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 を実施すること。			
(4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに 介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告するこ			
と。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準			
法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生 法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰			
金以上の刑に処せられていないこと。			
(6) 当該指定介護老人福祉施設において労働保険料の納付が適正に行われていること。			
(7) 次に掲げる基準(ア、イ、ウ)の <u>いずれにも</u> 適合する こと。			
ア 次に掲げる要件のすべてに適合すること。			
a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等 の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を			
定めていること。			
b aの要件について、 <u>書面をもって作成し、</u> すべて の介護職員に周知していること。			
イ 次に掲げる要件のすべてに適合すること。			
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定 し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確			
保すること。 b aについて、すべての介護職員に周知しているこ			
と。			
ウ 次に掲げる要件のすべてに適合すること。			

a 介護職員の経験者しては負格等に応じて昇結する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する 仕組みを設けていること。			
b aについて、 <u>書面をもって作成し</u> 、全ての介護職員に 周知していること。			
※ 処遇改善の具体的な内容については、令和 3 年 3 月 16 日付け厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」表4を参照してください。			
※ また、処遇改善加算(I)の取扱いについては、平成29年度介護報酬改定に関するQ&A(H29.3.16厚生省事務連絡)も参照してください。			
(問1)キャリアパス要件Ⅲ(※上記(7)ウ)と既存のキャリアパス			
要件 I (※上記(7)ア) との具体的な違い如何。 (答) キャリアパス要件 I については、職位・職責・職務内容等に応			
(告) <u>キャリアハス安件 1</u> に りいては、 <u>戦位・戦員・戦務内各</u> 等に心じた <u>任用要件と賃金体系を整備</u> することを要件としているが、昇			
給に関する内容を含めることまでは求めていないものである。一			
方、新設する介護職員処遇改善加算の加算(Ⅰ)の取得要件であ			
るキャリアパス要件IIにおいては、経験、資格又は評価に基づく			
昇給の仕組を設けることを要件としている。			
ハ 介護職員処遇改善加算(皿)	П	П	
イの(1)から(6)及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、次の(9)、(10)の基準のいずれかに適合すること。			
(9)次に掲げる要件のすべてに適合すること。			
a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の 要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定め ていること。			
b aの要件について <u>書面をもって作成し</u> 、すべての介 護職員に周知していること。			
(10)次に掲げる要件のすべてに適合すること。			
a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定			
し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確 保すること。			
b aについて、すべての介護職員に周知していること。			
二 介護職員処遇改善加算 (IV)			
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、 かつ、ハの(9)又は(10)等に掲げる基準のいずれかに適 合すること。			
木 介護職員処遇改善加算 (V)			
イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合す ること。			

42 介護職員等特定処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準(以下イ又は口)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。			
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)			
	上記1から40 までにより算定した単位数の1000分の27			
	に相当する単位数			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)			
	上記1から40 までにより算定した単位数の1000分の23			
	に相当する単位数			
	注)当該加算は(I)または(II)のいずれかを算定することに			
	なります。			
	特定加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を 行う方法等について計画書を用いて職員に周知していますか。また、 介護職員から特定加算に係る賃金改善等に関する照会があった場合 は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど 分かりやすく回答していますか。			
	【別に厚生労働大臣が定める基準】			
	イ 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準の			
	いずれにも適合し、かつ、賃金改善に多いで、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算			
	の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 イ 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っていること。 ウ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 エ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440			
	万円を上回らないこと。			
	(2) 当該指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、視聴市長に届け出ていること。			
	(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、 当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準(本加算に よる賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内 容について市長に届け出ること。			
	(4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該施設の 職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。			

(5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの 注5の 日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれかを届け出ていること。			
(6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(I)から (II)までのいずれかを算定していること。			
(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容 (賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当 該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知して いること。			
(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他 の適切な方法により公表していること。			
□ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも 適合すること			

併設短期入所生活介護 (介護予防を含む)

A P	一部できている	できていない	分からない	該当無
第1 基本方針 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。				
(ユニット型) 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。				
第2人員に関する基準				
1 医 師 1人以上となっていますか。 (本体施設兼務可)				
2 生活相談員 (1) 常勤換算方法で、利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 人以上 配置していますか。 ※指定介護老人福祉施設の入所者と当該事業所の利用者の数とを合算した数につい				
て、常勤換算してください。 (2) 社会福祉法にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の「□				
(2) 社会福祉法にいう社会福祉主事の責格を有する有文はこれと同等以上の 能力を有すると認められる者となっていますか。				
(3) 利用定員が20名以上の場合、常勤を1人配置していますか。				
3 介護職員又 は看護職員の総数は常勤換算方法で利用者の数が3又はその は看護職員 は看護職員 は本体施設兼務可 (本体施設兼務可) で、常勤換算してください。				
(2) 看護職員は配置していますか。配置していない場合は下記①~③いずれも 満たしていますか。				
①片腔体(片腔) シ病にカル計明毛珠フェーション (光記声楽記にもって)				
は、居宅基準 121 条第 6 項に規定する併設本体施設を含む。)をいう。 ②及び③において同じ。)の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活				
は、居宅基準 121 条第 6 項に規定する併設本体施設を含む。)をいう。 ②及び③において同じ。)の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活 介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。				
は、居宅基準 121 条第 6 項に規定する併設本体施設を含む。)をいう。 ②及び③において同じ。)の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活 介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。 ②病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介 護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体 制などが確保されていること。				

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
5 機能訓練 指導員	(1) 1人以上配置していますか。					
(本体施設兼務可)	(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有する者ですか。 ※・日常生活費、レクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導は当該事業所の生活相談員又は介護職員の兼務可能です。					
6 利用者の数	従業者の員数算定のための利用者数 ・前年度の平均値としていますか。					
	・新規指定は適正な推定数により算定していますか。					
7 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等の職務に従事することができます。					
第3 設備に 関する基準	当該事業所の本体施設である介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設として必要とされる設備を有していますか。また、併設短期入所生活介護(一体的に運営される併設介護予防短期入所生活介護を含む)の事業の場合、専用の居室を設けていますか。					
第4 運営に 関する基準						
1 内容及び手続きの説明	(1) サービス提供開始の際に、あらかじめ重要事項を文書で説明し、利 用申込者の同意を得るとともに、交付していますか。					
及び同意	(2) 重要事項説明書及び契約書には、日付、説明者及び利用申込者が漏れなく記載されていますか。					
	(3) 重要事項説明書には、次の事項が記載されていますか。 ※次の各事項の()内の事項で記載のないものについて、「□」に√をしてください。					
	①運営規程の概要 □事業者情報 □事業所情報 □運営方針及び目的 □定員 □留意事項 □非常災害対策 □通常の送迎の実施地域 □緊急対応 □身体的拘束等原則禁止 □虐待防止措置					
	②従業者の勤務体制					
	③利用料及びその他の費用 「□基本サービス費 □加算関係 □その他の費用 □滞在費及び食費の負担限度額 □消費税の課税の有無 □その他の費用の額をやむを得ず変更する際の手続き □徴収方法					

:	項 目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		④事故発生時の対応 「□連絡先(市町村) □連絡先(利用者の家族) □連絡先(居宅介護支援事業者) □対応策 □損害賠償					
		⑤苦情処理の体制 【□事業所内の処理体制及び連絡先 □連絡先(市町村) □連絡先(国保連)					
		⑥その他入所者の選択に役立つ事項※主な事項を記載□提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況□協力病院(電話番号、診療科目含む)□協力歯科(電話番号含む)					
		(4) 利用者又はその家族が理解しやすいように、分かりやすいものとなっていますか。					
2	指定短期入 所生活介護 の開始及び 終了	(1) 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に指定短期入所生活介護を提供していますか。					
		(2) 居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。					
3	提供拒否の 禁止	正当な理由のある場合を除きサービス提供を拒否せずに、適切に利用者の受入を行っていますか。 ※拒否した事例及びその理由を記載してください。					
4	サービス提 供困難時の 対応	当該事業所の通常の送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら 適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用 申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生 活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。					
5	受給資格等 の確認	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
6	要介護認定 等の申請に 係る援助	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
7	心身の状況 等の把握	(1) 当該サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、 その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	(2) 利用者の心身の状況や置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉 サービスの利用状況等の把握に向け、サービス担当者会議等を通じ、情報 の収集・交換を行っていますか。					
8 法定代理受領サービスの提供を受	指定短期入所者生活介護の提供の開始に際して、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、					
けるための 援助	①居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。					
	②また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供していますか。					
9 居宅サービ ス計画に沿 ったサービ スの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿った指定短期入所生活介護を提供していますか。					
10 サービスの 提供の記録	(1) 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供日及び内容、当該指定短期入所者生活介護について介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。					
	(2) 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的な内容を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。					
11 利用料等の 受領	(1) 当該サービスに該当する場合、介護報酬告示上の額(算定する加算等を含む。)の1~3割の支払を受けていますか。					
(法定代理受 領サービス)	(2) 介護報酬告示上の額の1~3割負担分について、公費負担対象となる利用者に対しては、当該公費負担の給付対象となる額を控除した額の支払を受けていますか。					
	(3) 当該サービスに該当しない場合に必要となる費用と当該サービスに該当する場合に必要となる費用との間に不合理な差額を設けていませんか。					
	(4) 要介護度に応じた1月当たりの限度基準額を超える場合は、その超えたサービス利用に必要となる費用は全額利用者負担となっていますか。					
	(5) 当該サービス利用が 30 日を超える場合には、その超えたサービス 利用に必要となる費用は全額利用者負担となっていますか。					
(特別な 居室料)	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
(特別な 食事料)	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
(滞在費及び 食費)	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項(居住費は滞在費と読替え)と同様に適切に行っていますか。					
(その他の日 常生活費)	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
(その他の日 常生活費以 外の費用)	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
(領収書)	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
12 保険給付の 請求のため の証明書の 交付	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
13 指定短期入 所生活介護 の取扱方針 (従来型)	(1) 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の 心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切行っていますか。					
(ユニット型)	(2) 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に 沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者 の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の 日常生活を支援するものとして行われていますか。					
	(3) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行われていますか。					
	(4) 利用者のプライバシーの確保に配慮して、サービスが行われていますか。					
	(5) 指定短期入所生活介護が、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。					
(共通)	(6) 利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等(指定短期入所生活介護計画の目標、内容、行事、日課等を含む)について、理解しやすいように説明を行っていますか。					
	(7) ①相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行っていますか。 ※「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合をいいます。					
	②また、相当期間未満(概ね4日未満)の利用であっても居宅介護支援事業者等と連携し、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じていますか。					
	(8) 指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。					
(身体拘束の 原則禁止)	(9) 当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
14 短期入所生 活介護計画 の作成	(1) 管理者は、相当期間(概ね4日)以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者について、心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでのサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。 ※ 計画については、介護の提供に関する計画等の作成に経験のある者や介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合はその者にとりまとめを行わせることが望ましい。					
	(2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って 作成していますか。					
	(3) 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、利用者又は家族に対し、その 内容等について説明し、同意を得ていますか。					
	(4) 短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を 利用者又は家族に交付していますか。					
	(5) 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所 生活介護計画の提供の求めがあった際には当該短期入所生活介護計画を 提供することに協力するよう努めていますか。					
15 介護	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
	 ※入浴の実施状況 ・一般浴(入所者 1 人当たり) 週 回 対象者数: 人 入浴日: ・特別浴(入所者 1 人当たり) 週 回 対象者数: 人 入浴日: ・当日入浴できない者の処遇状況 () 					
	オムツ使用等の状況 使用者数 人 (うち夜間のみ使用者数 人) 定時交換回数 回、トイレ誘導者数 人、誘導回数 回					
16 食事の提供	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
	食事の提供状況(直近1ヶ月における利用実人員) ① 普通食 人 ② 濃厚流動食 人 ④ 療養食 人(療養食加算を算定している者) ・糖尿病食 人 ・腎臓病食 人(心臓疾患に対する減塩食療法) ・肝臓病食 人・胃潰瘍食 人 ・貧血食 人・脂質異常症食 人 ・膵臓病食 人・痛風食 人 ・特別な場合の検査食 人					
17 機能訓練	(1) ①利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要 な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	②実施計画を作成していますか。					
	③実施経過、結果の記録を作成していますか。					
	(2) 機能訓練室での訓練以外の訓練についても十分配慮されていますか。 (日常生活での機能訓練、レクリエーション、行事の実施等)					
18 健康管理	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
19 相談及び 援助	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
20 その他のサ ービスの提 供	(1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行っていますか。					
(従来型)	(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。					
(ユニット型)	(1) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供する とともに、利用者が自律的に行うこれらの活動は支援していますか。					
	(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。					
21 利用者に関 する市町村 への通知	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
22 緊急時等の 対応	従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から情報を得ておくことが必要					
23 管理者の 責務	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
24 運営規程	(1) 運営規程は事業所ごとに作成されていますか。					
	(2) 以下の内容が適切に規定されていますか。					
	①事業の目的及び運営の方針					
	②従業者の職種、員数及び職務の内容					
	③利用定員					
(ユニット型)	④ユニット数及びユニットごとの入居定員					
	⑤指定短期入所生活介護の内容 ※主な事項を記載					

	項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		⑥利用料及びその他の費用の額 ※以下の事項で記載のないものの「□」に√をすること。 □事業所が徴収する全ての利用料等(介護報酬以外) □滞在費及び食費の負担限度額 □消費税の課税の有無 □利用料変更に係る手続き関係					
		⑦通常の送迎の実施地域					
		⑧事業所利用にあたっての留意事項 ※主な事項を記載					
		● し ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
		⑩非常災害対策					
		①その他事業所の運営に関する重要事項 ・身体的拘束等の原則禁止 ・虐待防止に関する事項 ・その他の重要事項 ※主な事項を記載					
	25 業務継続 画の策定	 ・ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定短期入所生活介護の提供を受けられるよう、指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修(年1回以上。新規採用時には別に実施)及び訓練(シミュレーション)(年1回以上)を実施していますか。【経過措置:令和6年3月31日】 ※以下の事項で該当するものの「□」に√をすること。(感染症に係る業務継続計画の内容) □ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) □ 初動対応 □ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有)(災害に係る業務継続計画) □ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) □ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) □ 他施設及び地域との連携 					
	26 勤務体制() 当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と					
-	確保等 27 定員の遵守	同様に適切に行っていますか。 次に掲げる利用者以上の利用者に対して同時に指定短期入所者生活介護を行っていませんか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	①空床利用型にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数					
	②併設型にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数					
	■緊急その他のやむを得ない事情による定員超過がある場合は、その理由及 び入所者数(記入日現在) (
	利用者の数を超えて居室以外の静養室において指定短期入所生活介					
	護を行う場合、下記の要件に適応していますか。					
	(1) 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の 介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認 めた者					
	(2) 居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であること。					
	(3) 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる					
	※あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められるものであり、当該利用 者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世					
	話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日)を限度に 行う。					
	※指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められるものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。					
	※静養室で指定短期入所生活介護を行う場合は、多床室に係る基本サービス費及び居住費を徴収していますか。					
28 地域等との 連携	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
29 非常災害 対策	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
30 衛生管理等	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
31 掲 示	以下の事項を、当該事業所の見やすい場所(受付や病棟ごと)に掲示していますか。					
	①運営規程の概要					
	②従業者の勤務体制					
	③利用料及びその他の費用					
	④食事の週間メニュー					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	⑤その他のサービスの選択に関する重要事項 [※主な事項を記載					
32 秘密保持等	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
33 広 告	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
34 居宅介護支援 事業者に対す る利益供与の 禁止	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
35 苦情処理	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
36 事故発生時 の対応	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と 同様に適切に行っていますか。					
37 会計の区分	当該サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。					
38 記録の整備	(1) ①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。					
	②記録者は特定できますか。					
	③各記録が鉛筆書きではなく、ペン書きやコピー等保存性に配慮したものとしていますか。(2) 利用者に対する当該サービスの提供に関する次に掲げる記録を整					
	備し、その完結の日から2年間保存していますか。					
	①短期入所生活介護計画 ②①以外は、当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設に おける当該事項と同様に適切に行っていますか。					
	(3) 上記以外については、当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該事項と同様に適切に行っていますか。					
39 指定の変更	以下の事項に変更があった場合に、変更後 10 日以内に堺市長に届出していますか。					
	①事業所の名称及び所在地					
	②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、 生年月日、住所及び職名					
	③申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る)					
	④当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第 121 条第2項の規 定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第 4項に規定する併設事業所において行う場合にあっては、その旨					

項 目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	⑤建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第 124 条第3項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第 140 条の4 第3項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。) (各室の用途を明示するものとする。) 並びに設備の概要					
	⑥当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第 121 条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときの当該特別養護老人ホームの入所者の定員					
	⑦事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴					
	○ ⑧運営規程 -					
	⑨指定居宅サービス等基準第 136 条(指定居宅サービス等基準第 140条の13及び第 140条の25において準用する場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容					
	⑩当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項					
	⑪役員の氏名、生年月日及び住所					
40 虐待の防	 上 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催していますか。 ※以下の事項で該当するものの「□」に✓をすること。 (委員会での検討事項) □ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。 □ 虐待防止のための指針の整備に関すること。 □ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。 □ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること □ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。 □ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。 □ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。 					
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。 ※以下の事項で該当するものの「□」に√をすること。 (指針に盛り込んでいる項目) □ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方。 □ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項。 □ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針。 □ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針。 □ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項。 □ 成年後見制度の利用支援に関する事項 □ 成年後見制度の利用支援に関する事項 □ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □ その他虐待の防止の推進のために必要な事項					
	(3) 虐待の防止のための定期的(年1回以上。新規採用時には必ず実施) な研修を実施していますか。また、研修の実施内容について記録していますか。					
	(4) (1) から(3) までを実施するため専任の担当者を配置していますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
第5 介護給 付費の算定 及び取扱い		<u> </u>				.1
1基本的事項 (端数処理)	算定される単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数は切り捨てていますか。					
(利用の日数 の数え方等)	(1) 利用の日数については、利用の開始日及び終了日の両方を含めて、 短期入所生活介護費を算定していますか。 ※以下の事項に該当する場合は、それぞれの事項のとおり取扱うこと。					
	(2) 当該事業所と短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設 (以下「介護保険施設等」という。)が次の位置関係にある場合、当 該事業所へ利用を開始した日は利用の日数に含め、終了した日は利 用の日数に含めずに、短期入所生活介護費を算定していますか。 ①当該事業所と介護保険施設等が同一敷地内にある場合					
	②当該事業所と介護保険施設等が隣接若しくは近接する敷地にあって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合					
	③引き続き併設する特別養護老人ホームに入所するような場合					
	(3) 当該事業所の利用者が、当該事業所と次の位置関係にある病院又は 診療所の医療保険適用病床(以下「同一敷地内等の医療保険適用病 床」という。)へ入院した場合、当該事業所における利用の開始日及 び終了日は利用の日数に含めずに、短期入所生活介護費を算定して いますか。					
	①当該施設と医療保険適用病床が同一敷地内にある場合					
	②当該施設と医療保険適用病床が隣接又は近接する敷地にあって相 互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合					
2 短期入所生 活介護費	(1) 居住環境(従来型個室、多床室)に応じた所定単位数を算定していますか。					
	(2) 利用者が連続して 30 日を超えて利用する場合に、30 日を超える日 以降の短期入所生活介護費を算定していませんか。					
(経過措置等)	(3) 従来型個室において、次の事項に該当する場合は、多床室の所定単位数を算定していますか。 ①感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの ※医師の判断が明確でないものは対象となりません。					
	②居室の面積が10.65平方メートル以下に適合する従来型個室に入所する者					
	③著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な 影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であ ると医師が判断した者					
(夜勤職員)	※医師の判断が明確でないものは対象となりません。 (4) 夜間勤務職員の基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相 当する単位数としていますか。					
(定員超過)	(5) 当該事業所の利用者数が利用定員を超過した場合は、該当月の翌月から解消月までの間、短期入所生活介護費を所定単位数の 70%で算定していますか。					

・次の場合は、利用定員に100 分の105 を乗じて得た数(利用定員が40 人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数)までは減算が行われません。 〇老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置 (又は同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置 (特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ))による入所によりやむを得ず利用定員を超える場合ただし、この取扱いはあくまでも一時的かつ特例的なものであることから速やかに定員超過利用を解消する必要があります。		
(7) 当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設において人員 欠如となっている場合には、当該事業所の利用者に対しても、該当 月の翌月から解消月までの間、短期入所生活介護費を所定単位数の 70%で算定していますか。		
3 ユニット ユニット型指定短期入所生活介護において、施設基準を満たさない場合、1日 ケア体制 につき所定単位数の100分の97に相当する単位数としていますか。		
・日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ※減算については、ある月(歴月)において基準に満たない状況が発生した場合に、 その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員につ いて、所定単位数が減算されます。 (ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)		
4 特定入所 当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における当該費用 (
事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。		

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練計画の進捗状況等をきの見直し等を行っていること。 【注意事項】 ① 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリを実施している医療提携施設の理学療法士等(理談事業所の機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員のの機能訓練指導員等の他の職種の者と供施設」とは、診療等所の機能訓練指導員等の他の職種の者と共同してアセスと、「1リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院(許可病床数 200 床未満口といいのとした半径 4 キ に関いがに対している疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院(許可病床数 200 床未満しているとした半径 4 キ に関いがビリテーションを実施に関リハビリテーション料の届出を行っている病院(許可病床数 200 床未満していると、診療所又は介護療療の作成に診療所です。個別機能訓練計画の作成にションキ業所又は介護医療院です。個別機能訓練が対け、1 C T を 表別リハビリテーション事業所及はリハビリテーション事業所、通所リハビリテーションを実施しては、訪問リハビリテーションを表施とは、1 C T を 表別のの機能訓練指導員等に助言を行ってくださいて、指定訓入の上に関する状況についる場にと、短期入所生活の表別を指している場別を指していて、短期入の上に関する状況について、地が見知のには、1 C T を 活用した D L に関する利用者の状況について、適別人所生活介護事業所の機能訓練計画には、利用者でとにその目標、実施時間、、利用者とはます。とします。最近には、利用者ごとにその目標、実施時間、、利用者又はその家族の意向及び出ません。目標について分かりとすい目標と別機能訓練計画には、利用者でとにする。公の内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、個別機能訓練計画に代えることができます。					

項	B	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		(⑤) 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談利用者又はその家族の意向を確認の上、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善者状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 ・理学療法士等は訓練の進捗状況家族(以下この⑤において「和訓練指導員等が利用者又はその家族的意味によいて「おい価ととに、機能制力して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)、生活機が、には、大口での一度を行って、機能の多数にでする説エーケーションが可にが、大口での画像を介したで、できるものとしてください。また、利用者等に対する説エーケーションが可能を機器をいう。以下同じ。)を活用した行うことができるものとしてください。ただし、テレビ電話装置等のできるものとした「テレビ電話装置等の方法側は、テレビ電話装置等の方法側は、テレビ電話装置等の方法側は、テレビで電話を機器をいう。以下同じ。)を活用した行うことができるものとしてください。ただけ、テレビ電話をであるよのとしてください。ただけ、データのでは、なおには、なおにもののが対イギライン」等によるには、は、は利用者であるようにしてください。 (⑥) 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者であるようにしてください。 (⑥) 機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、①の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しません					
		生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。					
		(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。					
		(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。					

項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		【注意事項】 ① 生活機能向上連携加算(II)は、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該短期入所生活介護事業所を訪問し、等の評価及び個別機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 ② 「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療療です。 ③ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いに理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じやIADLにおける評を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上事業所を訪問し、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 ④ 生活機能向上連携加算(I)の④及び⑥は生活機能向上連携加算の内容の見面に等を行ってください。					
	訓練指 加算	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上(入所者数が100を超える施設は、常勤専従の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等を常勤換算方式で入所者数を100で除した数以上)配置している場合、1日につき12単位を加算していますか。					
7 個別	機能訓 算	下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき56単位を加算していますか。					
		(1) 専従の機能訓練指導員を1名以上配置していますか。 ※機能訓練指導員加算に係る常勤専従の機能訓練指導員は個別機能訓練加算 に係る機能訓練指導員として従事することはできません。算定に当たっては 、別に1名(非常勤可)の配置が必要です。					
		(2) 下記①~⑥を実施していますか。					

項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		① 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成していますか。 ※ 短期入所生活介護計画に個別機能訓練計画に相当する内容を記載している場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。					
		② 個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行っていますか。					
		 ③ 機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施していますか。 ※ 具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(一人で入浴が出来るようになりたい等)を設定の上、当該目標を達成するための訓練を実施すること。 					
		④ 機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された五人程度以下の小集団(個別対応含む。)に対して、概ね週1回以上機能訓練指導員が直接行っていますか。※ 実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容に実施に必要な一回当たりの訓練時間を考慮し、適切に設定すること。					
		(5) 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し、記録し、訓練内容の見直しを行っていますか。 (利用者等に対する説明は、同意を得たうえで、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること)					
		⑥ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は 、利用者ごとに保管され、常に閲覧が可能となっていますか。					
		(3) 機能訓練指導員が配置されていない日の利用者に対し当該加算を 算定していませんか。 ※ 機能訓練指導員を特定の曜日だけ配置している場合は、その曜日において 機能訓練指導員から直接訓練の提供を受けた利用者のみが算定対象となり ます。ただし、この場合、機能訓練指導員が配置される曜日はあらかじめ定 められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。					
8 看護加算		●看護体制加算(I) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき4単位を加算しています か					
		【併設型】					
		(1) 常勤の看護師を 1 名以上配置していること。					

項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		(2) 定員超過、人員欠如による減算を行っていない。					
		【空床型】					
		(1) 本体施設において、看護体制加算(I)の要件を満たしていること。					
		●看護体制加算(Ⅱ) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき8単位を加算していますか					
		【併設型】					
		(1) 看護職員を常勤換算方法で利用者の数が 25 又はその端数を 増すごとに 1 名以上配置していること。					
		(2) 当該看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、 24 時間の連絡体制を確保していること。					
		①管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の 上、夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関 す取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなされている こと。					
		②管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の 上、看護職員不在時の介護職員による入所者の観察項目の 標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡す るか)がなされていること。					
		③施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対して、①及び②の内 容が周知されていること。					
		④事業所の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により入所者の状態に関する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行うこと。					
		【空床型】					
		(1) 本体施設において、看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たしていること。					
		●看護体制加算(Ⅲ) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき【イ 12 単位】 【ロ 6単位】 を加算していますか。					
		【併設型】					
		(1) 看護体制加算 (I) の要件を満たしていること。					
		(2) イ 定員が 29 人以下であること。 ロ 定員が 30 人以上 50 人以下であること。					
		(3) 算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が70%以上であること。					
		【空床型】					
		(1) 本体施設において、看護体制加算(Ⅲ)の要件を満たしている こと。(定員要件は本体特養の規模で判断する)					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	●看護体制加算(IV) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき【イ 23 単位】 【ロ 13 単位】 を加算していますか。					
	【併設型】					
	(1) 看護体制加算 (Ⅱ) の要件を満たしているか。					
	(2) イ 定員が 29 人以下であること。					
	ロ 定員が 30 人以上 50 人以下であること。	<u> </u>	₩	₩		
	(3) 算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月					
	間の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が70%以上であること。					
	【空床型】		1	1		
		 	\vdash	₩		Ш
	(1) 本体施設において、看護体制加算(IV)の要件を満たしていること。(定員要件は本体特養の規模で判断する)					
9 医療連携 化加算	★ 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき58単位を加算していますか。					
	①看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している。					
	②利用者の急変の予測や早期発見等のため、概ね1日3回以上看護職員					
	が当該利用者のもとを訪れてバイタルサインや状態変化の有無を確認 している。					
	※頻度については、利用者の状態に応じて適宜増加させるものであること。 ③主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療					
	機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている。					
	④急変時の医療提供の方針について、利用者から文書で同意を得ている					
	⑤対象となる利用者は以下のいずれかに該当している。					
	イ 喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態					
	ハ 中心静脈注射を実施している状態					
	二 人工腎臓を実施している状態					
	ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施し ている状態					
	へ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態					
	ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態					
	リ 気管切開が行われている状態					
10 夜勤職員	・次の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所生活					
置加算	か護事業所については、1日につき以下の単位を所定単位数に加算しているか。					
	I (従来型) 13単位					
	Ⅱ(ユニット型)18単位		_			
	Ⅲ(従来型) 15単位 Ⅳ(ユニット型)20単位					
	【夜勤職員配置加算(I・II)基準】					

項目	■	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上(※1)(※2)の介護職員又は看護職員を配置していること。 ※1 ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、10分の9を加えた数以上とする。					
		(1)見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の入所者の数の 10分の1以上の数設置していること。 (2)見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必					
		(Z)兄すり候品を女主が フ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。					

項	目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		※2 ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、10 分の 6 を加えた数以上とする。(ユニット型以外において夜勤職員基準第一号口(1)(一) f に基づき配置している場合は、10 分の 8 を加えた数以上)					
		(1)夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。また、利用者が使用する全ての居室に設置すること。					
		(2)夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が 、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られているこ と。					
		(インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、利用者の状況を常時把握すること)					
		(3)見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに 職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り 機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職 員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において 必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認するこ と。					
		①夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者へ の訪問・当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及 びケアの質の確保					
		i 見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時巡回等をとりやめることはせず、個々の利用者の状態に応じて、個別に定時巡視を行うこと。					
		ii 見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を 利用者の状態把握に活用すること。					
		iii見守り機器等の使用に起因する事業所内で発生した介護事故又は ヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発 の防止策を検討すること。					
		②夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (実際に夜勤を行う職員に対してアンケートやヒアリング等を行い 、見守り機器等の導入後における次の事項等を確認し、人員配置 の検討等を行う。)					
		i ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうか ii 夜勤時間帯において、負担が過度に増えている時間帯がないかど うか iii 休憩時間及び時間外勤務等の状況					

:	項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		③見守り機器等の定期的な点検 i 日々の業務の中で、予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等の不具合のチェックを行う仕組みを設ける ii 使用する見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行う					
		④見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 (見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、 その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行 うこと。)					
		【夜勤職員配置加算(Ⅲ・Ⅳ)基準】					
		・夜勤職員配置加算Ⅰ・Ⅱの基準に該当するものであること。					
		・夜勤時間帯を通じて看護職員又はかく痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(かく痰吸引等事業者として県の登録を受けていること。)					
		【テクノロジーを導入した場合の夜勤職員配置加算の要件】					
		・「見守り機器」は、利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。					
		・「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、管理者だけでなく、実際に夜勤を行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等の役割の者が参画するものとし、3月に1回以上行うこと。 なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。					
		・3月以上の試行期間を設け、試行期間中から見守り機器等活用委員会を設置し、当該委員会において安全体制及びケアの質の確保、職員の 負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジーの活用」 に係る届出を行うこと。なお、試行期間中においては、通常の夜勤職 員配置加算の要件を満たすこととする。					
11	認知症行動 · 心理症状	以下の基準を満たす場合に、1日つき 200 単位を加算していますか。					
	緊急対応加算	①利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、居宅介護支援専門員、当該短期入所生活介護事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期入所生活介護を開始している。					
		※「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指す。					
		②加算適用利用者が次を満たす。 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者 、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が直接、短期入所生活介 護の利用を開始していない。					
		③医師が判断した日又は、その次の日に利用開始している。 ※本加算制度は予定外で緊急入所した場合の受入れの手間を評価するものであることから、予定どおりの入所は対象とならない。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	④利用開始日から7日を限度として算定している。※本加算は、「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受入れる際の初期の手間を評価したものであり、利用開始後8日目以降の短期入所生活介護の利用を妨げるものではないことに留意すること。※緊急短期入所受入加算との併算定は不可。					
	⑤判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録している。					
	⑥事業所において、判断を行った日時、医師名及び利用開始にあたって の留意事項等を介護サービス計画書に記録している。					
12 若年性認知 症利用者受 入加算	(1) 若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合、 若年性認知症利用者受入加算として、1日につき 120 単位を所定単 位数に加算していますか。					
	(2) 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていますか。					
	(3) 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していないこと。					
13 送迎加算	(1) 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合に、片道1回につき184単位を加算していますか。					
	(2) 送迎に係る記録として、利用者、送迎者、送迎先等が明確にされて いますか。					
	(3) 送迎先が、利用者の都合による場合を含めて居宅以外となったとき に、当該加算を算定していませんか。					
	(4) 送迎の実施については、運営規程に定める実施地域の範囲内となっていますか。					
	(5) 送迎が運営規程に定める実施地域の範囲外となる場合で、別途利用 料の徴収に当たっては、運営規程にその利用料を規定していますか 。					
14 緊急短期入所受入加算	 (1) 以下の者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日)を限度として、1日につき90単位を加算していますか。※認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可。 ①利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者。 (2) 当該加算の算定にあたっては、次の事項を適切に行っていますか。 ※「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となる。 					

I	項 目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		②あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が 緊急の必要性及び利用を認めている。 ※ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービ ス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能。					
		③緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応な どの事項を記録している。また、緊急利用者にかかる変更前後の居 宅サービス計画を保存している。					
		④既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行っている。					
		⑤算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に 適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介 護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談している					
		。 ※ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。					
	療 養 食 加 算	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における療養食加算 の基準を満たす場合に、当該施設と同様に算定していますか。					
	在宅中重度 受入加算	(1) 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、 1 日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。					
		・看護体制加算(I)又は(Ⅲ)を算定している場合 421単位					
		・看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合 417単位					
		・看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合 413単位					
		・看護体制加算を算定していない場合 425 単位					
		(2) 訪問看護の提供を受けていた利用者が、その居宅において指定短期入所生活介護を利用する場合であって、指定短期入所生活介護事業者が、当該利用者の利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合が対象となっていますか。					
		(ア)健康上の管理等に関する医師の指示は、指定短期入所生活介護事業 所の配置医師が行っていますか。					

項	皿	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
		(イ) 在宅中重度者受入加算を算定するに当たっては、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけた上で行っていますか。※特に初めてこのサービスを行う場合は、サービス担当者会議を開催するなどサービス内容や連携体制等についてよく打合せを行った上で実施することが望ましい。					
		(ウ) 当該利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努めていますか。					
		(エ) 在宅中重度受入加算に係る業務について、訪問看護事業所と委託契 約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看 護事業所に支払っていますか。					
		(オ)健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担し、利用者に請求していませんか。 ※なお、医薬品等が、医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱について」(平成14年3月11日保医発0331002号を参照)。					
17 認知 ケア		●認知症専門ケア加算(I) 以下の基準を満たす場合に、1日につき3単位を算定していますか。					
		以下の基準を満たす場合に、1日につき3単位を算定していますか。 (1) 利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若し くは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「					
		以下の基準を満たす場合に、1日につき3単位を算定していますか。 (1) 利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若し くは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	※併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数(特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数)を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の研修修了者を配置している場合に算定可能となる。					
	(3) 当該施設において、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。 (当該施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)					
	●認知症専門ケア加算(Ⅱ) 以下の基準を満たす場合に、1日につき4単位を算定していますか。					
	(1)認知症専門ケア加算 (I) の基準のいずれにも適合していますか。					
	(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1の基準に加え1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ※加算対象となる者が10名未満の場合、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者研修の両方を修了した者が1名配置されていれば認知症専門ケア加算IIを算定できるものとする。 ※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営につい					
	て」に規定する「認知症介護指導者研修」及び「認知症看護に係る適切な研修」を指すものとする。					
	(3) 当該施設における介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。					
18 長期利用者 に対する減 算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合に、1日につき30単位を所定単位数から減算していますか。 ※短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援を評価する初期加算相当分を評価している。こうしたことから、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。					
19 サービス 提供体制 強化加算	●サービス提供体制強化加算 (I) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき22単位を算定していますか。					

項目	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
	(1) 次のいずれかに適合すること。					
	(2) 定員超過、人員欠如による減算を行っていない。					
	●サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき18単位を算定していますか。					
	(1) 短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占 める割合が 100 分の 60 以上であること。					
	(2) 定員超過、人員欠如による減算を行っていない。					
	●サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 下記基準に適合し、届け出ている場合、1日につき6単位を算定していますか。					
	(1) 次のいずれかに適合すること。 □ 短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 □ 短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。 □ 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。					
	(2) 定員超過、人員欠如による減算を行っていない。					

	項	Į 🗏	内容	できている	一部できている	できていない	分からない	該当無
			※加算(I)・(II)・(III)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(I)・(II)・(III)は算定できません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用います。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。 ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。 その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、直ちに届出を提出しなければなりません。 ※介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。 ※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。 ※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 ※短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指します。 ※同一の事業所において介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。					
20	夕 力 耶 云	介。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一	当該事業所の本体施設である指定介護老人福祉施設における介護職員処 遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算と同様に算定していますか。			0		